

令和元年第2回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月18日(火)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	9
○町政に対する一般質問	9
3番 小杉修一 議員	9
2番 林 太平 議員	14
5番 常山知子 議員	17
11番 内海勝男 議員	23
○町長提出議案の報告及び一括上程	32
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	33
・議案第17号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第18号の説明、質疑、討論、採決	35
・議案第18号 令和元年度皆野町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第19号の説明、質疑、討論、採決	40
・議案第19号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	
○議案第20号の説明、質疑、討論、採決	41
・議案第20号 町道路線の認定について	
○議案第21号の説明、質疑、討論、採決	42
・議案第21号 町道路線の廃止及び認定について	
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第22号 町道路線の廃止及び認定について	
○日程の追加	46
○承認第2号の説明、質疑、討論、採決	47
・承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町税条例等の一部を改正する条例)	
○承認第3号の説明、質疑、討論、採決	50
・承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(皆野町国民健康保険税条例の一部)	

を改正する条例)

○承認第4号の説明、質疑、討論、採決	5 1
・承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度皆野町一般会計補正予算（第6号））	
○同意第16号の説明、質疑、採決	5 6
・同意第16号 教育委員会委員の任命について	
○委員会付託の請願審査報告	5 8
○平成31年請願第1号の報告、質疑、採決	5 8
・平成31年請願第1号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出を求める請願	
○日程の追加	5 9
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
・発議第1号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出について	
○総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について	6 0
○産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について	6 0
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	6 0
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	6 1
○議決事件の字句及び数字等の整理	6 1
○閉会について	6 1
○閉 会	6 2

○ 招 集 告 示

皆野町告示第11号

令和元年第2回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月13日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 令和元年6月18日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員	
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員	
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員	
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員	
9番	大	澤	徑	子	議員	10番	四	方	田		実	議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員	

不応招議員（なし）

令和元年第2回皆野町議会定例会 第1日

令和元年6月18日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

2番 林 太 平 議員

5番 常 山 知 子 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第17号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第19号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号 町道路線の認定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号 町道路線の廃止及び認定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号 町道路線の廃止及び認定についての説明、質疑、討論、採決

1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の質疑、討論、採決

1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度皆野町一般会計補正予算（第6号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第16号 教育委員会委員の任命について

1、委員会付託の請願審査報告

1、平成31年請願第1号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出を求める請願の報告、質疑、採決

1、発議第1号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出についての上程、説明、質疑、討論、採決

- 1、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（11名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太	平	議員	
3番	小杉修一	議員	4番	宮	前	司	議員	
5番	常山知子	議員	7番	大	澤	金	作	議員
8番	新井達男	議員	9番	大	澤	徑	子	議員
10番	四方田	議員	11番	内	海	勝	男	議員
12番	宮原睦夫	議員						

欠席議員（1名）

6番 若林光雄 議員

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 兼 課長	橋本賢伸	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	中島直輝
町民生活 課長	長島弘	健康福祉 課長	浅見幸弘
税務課長	豊田昭夫	産業観光 課長	玉谷泰典
建設課長	宮原宏一	教育次長	設楽知伸

事務局職員出席者

事務局長 吉岡明彦 書記 山田 巖

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は11人で、定足数に達しております。
これより令和元年第2回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
なお、本日に会議の欠席の届け出は6番、若林光雄議員、1名でございます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤金作議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤金作議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、令和元年第2回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、多くの議員のご出席を賜り、開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、常、日ごろから地域づくり、まちづくりに熱心に取り組まれておりますことに対し、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

令和に入りまして、初めての皆野町議会定例会であります。令和におきましても引き続き町執行部、町議会は町の発展のために車の両輪のごとく取り組んでまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

ここで町の動き、話題等を紹介いたします。20日間の天空のポピーまつりが終わりました。ことしは雨不足で開花がおくれていましたが、盛り返しまして、5万7,559人の入場者がありました。昨年より約1万人減とはなりましたが、県内外から多くの方が高原という抜群のロケーションの中のポピーの赤じゅうたんを満喫しました。また、道の駅みなのも大変にぎわいました。

次に、協定の締結です。5月10日には、皆野高校と地域振興と学校の魅力化に向けた連携協定を締結しました。これは、秩父地域の1市4町と県立高校4校との意見交換会発足にあわせて個別連携協定を結んだものです。

5月17日、埼玉西武ライオンズと連携協力に関する基本協定を締結しました。今後は、ライオンズのフレンドリーシティとして、球団マスコットのイベントへの参加、野球教室、体育授業などを行っていきます。

5月22日には、早稲田大学と包括連携協定を締結しました。これは、地域活性化に関する教育と研究活動や学生交流などの連携協力をするを目的にしたものです。当町三沢出身の扇原淳教授を中心にした

伝統文化の体験など、皆高生、中学生を含めた多様な活動が期待できます。

第51回秩父音頭まつりですが、特別委員会も終了し、来る28日に実行委員会全体会議を開催し、具体的な祭り開催に向けた取り組みが始まります。特に議員の皆様には、寄附募集という重要な活動が始まります。本年も引き続きよろしくお願ひいたします。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり10件であります。よろしくご審議をお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。



◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤金作議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

8番 新井達男 議員

9番 大澤径子 議員

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（大澤金作議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの2日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（大澤金作議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

4月3日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会役員会に、20日、小鹿野町で開催の

小鹿野春まつりに副議長と出席しました。

月がかわりまして、5月21日、秩父地方庁舎で開催の秩父地域3議員連盟役員会に、31日、秩父市役所で開催の秩父地域議長会総会に副議長と出席しました。

月がかわりまして、6月5日、埼玉県県民健康センターで開催の埼玉県町村議会議長会臨時総会に、6月14日、横瀬町町民会館ホールで開催のJAちちぶ通常総代会に出席いたしました。

次に、皆野・長瀬下水道組協議員から組合会議の報告事項がありましたらお願いします。

4番、宮前司議員。

〔4番 宮前 司議員登壇〕

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前司です。皆野・長瀬下水道組合より諸般の報告を行います。

令和元年5月31日、第1回臨時議会が行われました。議案は、第1号から第5号までの5議案で、人事案件です。任期満了に伴い、長瀬町町議会議員選挙が行われ、新たに選ばれた皆野・長瀬下水道組協議員は2番、板谷定美議員、3番、井上悟史議員、6番、野原隆男議員、8番、岩田務議員の4名です。副議長には、野原隆男議員が当選されました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 続いて、秩父広域市町村圏組協議員から組合会議の報告事項がありましたらお願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田実です。秩父広域市町村圏組協議会の報告を行います。

令和元年5月21日、全員協議会が開催されました。議事として2点、1つ目の諸報告ですが、組協議員補欠選挙の結果について、これは長瀬町、横瀬町の議会議員選挙の結果により組協議会議員の変更によるものです。なお、長瀬町では染野議員、新井議員、横瀬町では黒澤議員、浅見議員が選任されました。続いて、議会臨時会管理者提出議案の概要についてですが、4件ありまして、その概要説明がありました。2つ目の議会運営ですが、議席、常任委員会、議会人事、行政視察についての説明がなされました。これが全員協議会です。

続いて、令和元年5月28日、組協議会臨時会が招集されました。議長、副議長の選挙、常任委員会委員の選任が行われ、議長に宮原睦夫議員が就任され、副議長に秩父市の黒澤秀之議員が選任されました。続いて、管理者提出議案は4件で、議案第8号として秩父広域市町村圏組職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例及び秩父広域市町村圏組合行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例、議案第10号として秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の管理基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号として秩父広域市町村圏組合監査委員の選任についてであります。いずれも満場一致で可決されました。

以上、秩父広域市町村圏組協議会の報告とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○議長（大澤金作議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 行政報告を行います。

平成30年度教育委員会の事務執行に関する点検評価報告書をお手元に配付いたしましたので、よろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって行政報告を終わります。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（大澤金作議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は、簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） おはようございます。3番、小杉修一です。

国民全体に不安が広がってしまっています。金融庁の審議会が作成した年金に関する答申書を財務大臣
がこれを受け取らないとしたことで始まりましたが、大臣が偉いのか、これがなかったことになるのかよ
くわからないのであります。しかし、受け取らないとしたにしては、もはや受け取ったと同じくらいに中
身が知られている感じでして、ですからそのところから真剣に対策を検討していつてもらいたいところ
あります。

では、早速一般質問に入らせてもらいますが、受け取っていただき、前進できますようによろしくお願
いいたします。質問の1項目、町報みななの有料広告についてであります。町報みなのに有料広告欄がで
きていますが、今のところ広告主が少ない感じであります。①、この企画の目的のようなところをお聞か
せください。あわせて、値段もお願いいたします。

また、現状においては長瀬幼稚園様（町外）の広告が連続しておりますが、皆野幼稚園の関係者が大変
複雑に感じているようであります。②、現状の皆野幼稚園の園児減少を町長、教育長はどのように捉えら
れますか。こちらは募集しなくていいのでしょうか。③、もっと町のいろいろな業者の広告を募集するよ
う広告したらいかがでしょうか。

次に、質問の2項目になります。町の位置指定道路についてであります。町内に民間業者の宅地分譲等

により住宅が建設される事案がかなり見受けられますが、そのようなとき位置指定道路の認定が県土整備事務所においてなされていたりしていると考えられます。業者としては、認定基準に基づき、道路としてきちんと整備するわけですが、認定を受けた道路の一般の人の通行に関し、どのような見解が考えられますか。県土整備の意見を確認していただきたく、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 3番、小杉修一議員さんからのご質問、広報みななの有料広告についてのうち②、皆野幼稚園の園児の減少についてお答え申し上げます。

まず、本町では幼稚園から中学校までの一貫した教育を目指してそれを進めております。生きる力の育成、グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成などを幼稚園から中学校までの各段階において共通の目標として取り組んでおります。中でも、幼児教育は基本的な生活習慣や興味関心、他者との関係など今後生きていく上でとても大切な基礎を身につける時期であり、本町の教育を進める中で皆野幼稚園の役割はますます重要性を増していると考えております。

教育委員会では、魅力ある幼稚園づくりを重点施策に掲げ、生きた英語に触れる活動を初め、自然に触れる体験活動、保護者ニーズに対応した預かり保育の充実、幼稚園教諭の資質の向上などに取り組んでおります。また、本年度は遊技室にもエアコンを設置するなど施設整備も進めております。その皆野幼稚園の園児数でございますが、議員ご指摘のとおり減少傾向でございます。本町の子供の数自体が減少していることもありますが、保育園や認定こども園へ入園する子供が多くなっていることも事実でございます。そこで、広告による園児募集を行うことも大切であるとの認識に立ち、昨年度は特集記事やカメラフラッシュなど8件の皆野幼稚園の掲載記事を広報みなのに載せ、PRに努めてまいりました。

教育委員会といたしましては、保護者の皆様が入園させたいと思う魅力ある幼稚園づくりに引き続き取り組むとともに、広報や園児の募集活動にも一層力を入れてまいりたいと存じます。今後10月下旬に開始する来年度の入園児の募集に向けて、園の教育方針や英語活動などの皆野幼稚園の魅力を町広報紙に掲載し、多くの保護者に伝えていきたいと考えております。また、ホームページの充実、園だよりの町内回覧なども引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

〔みらい創造課長 中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝） 3番、小杉議員さんからの一般質問通告書に基づきまして、順次お答えを申し上げます。

まず、ご質問の1の1、有料広告の企画の目的についてでございます。現在町では毎月発行しております広報みななの紙面上に有料で事業者などの広告を載せてございます。これは、町広報紙を町からのお知らせに用いるだけでなく、広告記事の台帳として活用することで、歳入の増加を図る財政上の取り組みとして行っているものでございます。有料広告の掲載は、皆野町広報紙等広告掲載取扱要綱を定めた平成20年から12年間続けてございます。掲載料金は、サイズにより2種類ございます。縦5センチ、横9センチの場合は1回当たり5,000円、次に縦5センチ、横18センチの場合は1回当たり1万円となっております。議員からお話のありました長瀬幼稚園の有料広告につきましては、1万円のサイズの枠で掲載依頼を

今年度は毎月分受けている状況でございますが、歳入の増加の観点からは非常にありがたいお話を受けているものでございます。今後も引き続き有料広告を掲載したいと思ってもらえるような広報紙づくりを進めていくとともに、皆野幼稚園につきましては、その取り組みや魅力を町の取り組みのPRとして適切に周知できるように広報担当課として取り組んでまいります。

次に、ご質問の3、より多くの業者の広告を募集するように広告してはどうかのご質問についてでございます。議員ご指摘のように、より多くの事業者の広告を掲載できるようにすることが歳入増加の点で重要であると考えております。今年度、町ホームページ上で有料広告掲載の案内ページをつくり直しまして、改めて広く制度の周知を図ることといたしました。今後も有料広告を利用いただく事業者を増やしていけるよう広告の手法について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんから通告のありました町の位置指定道路についてお答えいたします。

位置指定道路については、位置の指定をしている埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在所にお聞きしたところ、建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路は、同法第43条の接道義務との関係等の理由で、申請者からの申請により一定の要件を満たす私道について建築基準法の道路として指定しているものであります。道路法の道路とは異なります。接道義務とは、建築物の利用、災害時の避難路、消防活動、建築物の日照、通風等を確保するための規定でございます。したがって、建築基準法の規定においては、位置指定道路を含めた建築基準法の道路について、一般の人の通行を制限する規定、またはそれを妨げる制限する規定はございません。私道の通行権に関しては、司法に委ねると考えておりますとのご意見でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 再質問いたします。

有料広告について、いい場所ができて、順次広告主が広がっていくのが理想的なことと考えてはいますけれども、何月か経過しましたけれども、今説明を受けたように、町外の幼稚園の方のみが毎月続いている現状で多少残念であります。でも、目的とするところは理解できます。町の広報紙として、その役割の一部を活用して、収入の面もあるでしょうけれども、町の業者がそれをもとに広告して商売が繁盛していけばいいという、そのような目的と考えられます。非常にその辺は理解できます。しかし、ただいま教育長が、静かではありましたが、大変な町立幼稚園に対する熱意を述べられたと思います。ぜひ町の町報を通じて広告していきたいという意向を示されました。その辺に関して、みらい創造課長、見解はありますか。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 3番、小杉議員さんからの再質問にお答えを申し上げます。

みらい創造課につきましては、広報を担当させていただいておりますので、広報担当課といたしましては皆野幼稚園の取り組みのPRに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） それで、結局のところ意図するところは、ぜひとも大勢の方にあそこの広告欄を活用していただきたいという意図があるのでしょうか、ここで参考までに町のバス、町営バス、あれは以前その車体に広告するとき議論もあつたりした覚えがありますけれども、現状はどうなっているでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんからご質問のありました町営バスの車外広告についてお答えさせていただきます。

町営バスの車外広告につきましては、6カ月1枚3万円、1年間1枚5万円という金額を設定してございます。今年度車外広告につきましては、町内の3事業所から申し込みをいただいております。広告の枚数ですけれども、3枚、広告料の合計は15万円となっております。内訳ですけれども、株式会社メモリアル秩父様、広告1枚、年間で5万円でございます。有限会社五野上薬局様、同じく広告枚数が1枚、1年間の5万円でございます。株式会社イチワタ様、広告1枚、1年間の5万円、計15万円という状況になってございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） お聞きしました。頑張っておられる業者がそれに応じて参加して、バスにはそのように書かれているようであります。企画いただいているみらい創造課といたしましても、そのようなところを参考にぜひモーションをかけて、要するに発行部数、全世帯に配られる、それで多くの方が目にする場所ですから、お聞きしましたように、割と大きな5センチの横いっぱい1万円、値段的なものもまずまずかなというところもぜひ説明していただいて、町にはその他有力な業者がいますので、ぜひともモーションをかけていただいて、増やしていけたらいいのではないかなと思います。

町長の挨拶の中に、議員がまた町の秩父音頭まつりの寄附活動に頑張ってくれというお話がありましたけれども、実は我々も結構頑張るのです。行ってちょっとというような表情があるのですけれども、そこを何とかクリアというか、そこを何とかやって、最低前年並みで半端でもいいから上積みしてくれと。半端でもいいというのは、5万円ぐらいいただいているところに次10万円と言うとまた申しわけないので、半端でもいいというか、その辺のちょっと上積みしてくれとか、3万円の人が4万円でもいいから、5万円と言わず、そんなシビアな会話をしながらご協力いただいている現状もあります。

そんなふうで、そっとまた聞いてもらえば、こんなところへ行ったらいいのではないかなというのも言えなくもないような気がしますので、そんなところを参考にぜひ頑張ってもらって、せっかくなつくれた欄なのだから、半分ぐらいそうやってきたほうがにぎやかになっていいのではないかなと。ちょっと色も工夫して、2色しかないのはちょっと残念だけれども、工夫できるものは工夫してやっていってもらえたらいいのかなと思います。町報そのものをみらい創造課が担当されて、いろいろ企画されているわけでしょうけれども、そろそろどうでしょうか。町報のほうからカラー化についての企画、考えは出てこないでしょうか。以前から議会だよりのカラー化もちょっとお願いしている部分はあるのですけれども、まず町報からいかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 3番、小杉議員さんからの再々質問にお答えを申し上げます。

広報みなののカラー化でございますが、現在の2色刷りの発行につきましては平成30年度から始めたところでございます、まだちょうど1年がたったばかりという状況でございます。この2色刷りの活用方法を十二分に発揮できるように、現在その取り組みの仕方について研究を進めておるところでございますので、まずはこの2色刷りの部分をしっかりと生かしていけるような研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 2色の上はカラーになるのでしょうか。2色の上に3色というのはあるのでしょうか。その辺でまた予算的な折り合いがつくものがあるのだから、もう飛び越えて高くなってしまふのだよと。2色の上はカラーになって、飛び越えて高くなってしまふのだよというところはわかりますか。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 3番、小杉議員さんからのご質問にお答えを申し上げます。

カラーの値段につきましては、議員ご指摘のとおりでございます、カラーの使う色の数に応じて値段が変わってくるものでございます。したがって、フルカラーにいたしますと、予算の部分でもかなりの負担が生ずる部分がございますので、予算との適切な兼ね合いを見ながら、より適した広報の形になるように、その色の使い方についても研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 折に触れ、令和の新しい時代という言葉が使われておりますし、今とにかく4Kだの5Kだの、そういう鮮明な時代に突入しているわけでありまして。その辺の議論、町長、どう考えるでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほどみらい創造課長が答弁をしたとおりでありまして、まだ2色刷りにして1年が経過したところというような状況でありますので、もうしばらくの間今の状況で進めていきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 了解しました。頑張ってください、広告がうんと出れば、それを3色刷りに回せるといふ方向も含めて頑張っていっていただけたらと思います。

2項目の町の位置指定道路について見解をいただきました。やはり一般の人の通行が妨げられるものではないという認識をしたところでもあります、司法に委ねると。そこで、司法が誰かが通ったからといって通るなとかと、そこでごたごたする司法がこの町に発生すると、ほかのよそにも余り発生しないだろうし、まして皆野町には発生すべきではないという認識で、この質問の意図するところが少しはあるにはあるのですけれども、見解をいただいたので、教育次長なりその辺の見解を共有していただき、もし仮にいい位置指定道路がありまして、それが要は通学路に適しているという状況が明らかな場合、それを妨げる、まして権利もない者の意見がそこにあった場合は、教育委員会として最低その関係者をお願いをするような感じはあってもいいのかなというふうに、もし万が一そのような感じのとき、万が一とは言えないかもしれないですけれども、そのような場合そのようにしていただきたいと思っております。教育次長に以前ご

相談に行きました。見解がもし聞けたらよろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

通学路につきましては、学校が指定するということですので、教育委員会と学校で問題がもし発生した場合には話し合ったりしていくと思います。例えば、穴があいて危険だとか、それから不審者が出るとか、交通事故等が多いというような場合で、通学路としてもし難がある場合は学校のほうでそこを避けるということはございます。その通行のほうの制限等、またそういった物理的なものではないことに関しましては、教育委員会がともに慎重に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そのような見解のもと、もしそのような位置指定道路が通学路に適しているのであれば、ぜひそれを通学路として進めていってほしいというところでもあります。子供たちがどうしてこんなところを通っていかなくてはいけないのかなという、何か子どもたちから見てもちょっと変だなというような通学路の設定がちょっと見受けられる感あったので、あえて見解をいただきましたけれども、そのような方向でよろしく願いいたします。

以上、終わります。

○議長（大澤金作議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 2番、林太平です。早速質問に入らせていただきます。

秩父盆地を見おろす花の里づくりの現状ということで、桜ヶ谷地区の山の斜面に平成12年度より、国の中山間地域等直接支払制度により、農産物の生産のほかに自然環境の保全や良好な景観形成などに努め、活力ある地域づくりを推進しますという、このような看板が桜ヶ谷のところに立っております。発足当初は、地域の有志の方で始めたようです。斜面を開発し始め、ツツジやあずまや等も建て、補助金をもらいながら、何年もたち、斜面も発足当時から苦労した人の気持ちが報われるように、ツツジやサツキも大きくなって見事なものになりましたが、最近階段やあずまやが傷んできました。最初からのメンバーも亡くなったり、また年を重ねたりで、荒れた斜面の整備等が無理なような状況です。

最近、写真愛好家の方や桜ヶ谷のヤマザクラを見に来たという人も多くいるようです。いろんな話を聞きました。そして、先ほどの看板の下に、花と香りの森という、皆野町の名前が入った看板も一緒に立っております。斜面の尾根に大きなクヌギの木やナラの木があり、多くの方が、伐採してもらえれば叢山が見えるとか、いろんな関係で雲海スポットになるのではないかとよく言われますが、まずは資金の問題です。整備を実施したり、また木の伐採等も実施する場合にも、高齢化が進み、先ほど言ったとおり有志の会で始めたような形のものであり、地域の方の負担がと言うと大変なように思いますが、町としてこの看板等々が立っている問題についてどう考えているかお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 2番、林議員さんから通告がありました質問事項1、秩父盆地を見おろす花の里づくりの現状についてお答えいたします。

桜ヶ谷地区は、標高626メートルの破風山の中腹に広がる集落で、前方には大田田んぼなど秩父盆地を見渡せるなど、美しい風景や豊かな自然が残されている地域です。その急斜面では、現在も農産物の生産のほか景観作物の作付が行われております。そのような中山間地域を対象として、平成12年度から中山間地域等直接支払制度が始まり、令和元年度が5年間で第4期対策の最終年度になります。中山間地域等直接支払交付金は、協定の参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い用途に活用できます。

桜ヶ谷地区では、当初から農産物の生産活動のほか周辺林地の管理など自然環境の保全や良好な景観の形成を行っており、その中で花と香りの森を整備されたものでございます。このように、周辺の自然環境の整備などの活動も交付金の交付の対象としておりますので、花と香りの森の整備等については中山間地域等直接支払制度により対応していただくものと考えております。ただし、管理組合の集落協定参加者の合意形成が大前提となりまして、届け出等、手続が必要となりますので、恐れ入りますが、詳しくは産業観光課にご相談いただきたいと思います。

中山間地域は、農地の傾斜が強いなど、農業の生産条件が不利な地域ですが、中山間地域に住む皆様が取り組んでおられる農業生産活動、自然環境の整備等の活動は洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった、町民を始め広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものでございます。現在中山間地域の集落では、人口の減少、高齢化の中で農業生産活動等、集落の活動が厳しい状況にございます。町も県等関係機関と連絡をとりまして、中山間地域等直接支払制度等を通じまして集落の支援に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林議員。

○2番（林 太平議員） 今答弁していただいた中で、山間地域でそれを活用してもらってということがありますけれども、これが桜ヶ谷地域でやったのではなくて最初のメンバーでやったとか、いろんな問題があるので、それをクリアするためには、桜ヶ谷地域のその4人ぐらいで始めた事業がこれだけになって、そのままになって、今度は1人いなくなり、2人年をとったということでできないと。それは、桜ヶ谷地域の人と相談して、地域全体でやるような形か、そうではなく、あくまで始めた人が全部これを賄って申請してやるか、その辺はどのような形なのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 2番、林議員さんの再質問にお答えします。

桜ヶ谷地区に桜ヶ谷の管理組合が存在するわけですが、その桜ヶ谷管理組合のほうで計画を立てて進めている事業でございます。ですから、積み立てたお金を活用する場合にはその管理組合の合意形成が必要になるという理解をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林議員。

○2番（林 太平議員） なぜここでいろんな人に言われて問題になっているかというと、高齢化になってきて、誰も出るのが大変になってきて、見てもらったらわかると思うのですけれども、山も相当荒れてい

て、最近それでもったいないよということで、いろんな意見が出てきた中でこういうわけだという話になっていますので、今どこへ行っても金、金の問題で、まことに嫌な世の中なのですけれども、金を出してもらえば、地域の人協力する。どこでもそうなのですけれども、地域でやって、幾らか報酬でも出れば一生懸命手伝ってくれるような形、ましてや今高齢化になっていて、草刈りでもすれば補助金をもらっているという、桜ヶ谷地域もそのような形は聞いていますから、ぜひそのような形で、何とかみんな。資金があるという話は聞いているのですけれども、なかなか使いづらいという話をこの間も聞いてきましたので、その辺のところをよく調べてもらって、なぜこれを言うかということ、よその地域でも高齢化である事業がこの間で廃止になったという話、よすのだという話も聞いていますので、桜ヶ谷地域もあれを何とかしてもらわないと。それで、先ほど言ったでっかい木を何とか切ってもらえれば、いい観光スポットになるという話も相当前から聞いていまして、秩父盆地を見おろせるという、多分あれだけの景観のあるところはないと思いますので、ぜひ何とかその資金だけの相談をしてもらえば、みんなが協力してやると思うのですが、その辺は。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 2番、林議員さんの再質問にお答えします。

桜ヶ谷管理組合のほうでは、積み立てた資金がございますが、その資金を取り崩して活用する場合には桜ヶ谷管理組合の合意形成が必要になります。その前提によりまして、桜ヶ谷地区の方がその花と香りの森の整備を行うことについては特段問題がないと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） この桜ヶ谷地域もいろんな問題がある中で、最初始めたのだという、その組合をつくった人が4人か5人で始めた事業だということにおいて、何か今になるとその問題が大分ひっかかっているわけで、いろんなことがやりづらいような話も聞いています。補助金が出ているのだったら、話を聞くと、補助金が何か相当たまっている話も聞きますので、ぜひ指導するほうからちゃんと指導してもらって、ある程度こういうふうに見えるのだよということも指導してもらわないと。ためておいて、補助金がかたまっている話はあるのだけれども、なかなか使えないような話も薄々聞いていますので、その辺のところも行政のほうからある程度こういうことに使ってと言え、あそこもきれいになって、いい観光スポットになる。そうすれば、今度は逆に皆さんが心配するのは、あそこへカメラマン、写真を撮る人、雲海を撮る人がえらく来ると、今度は駐車場の準備をしなくてはいけないのではないかなというような意見もある。写真を撮りに来る人が相当多いらしいので、書いてあるとおり花と香りの森ということで、本当にいいところなので、ぜひ観光課のほうから指導してもらって、いい方向に進んでもらえればと思いますが、その辺は。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 2番、林議員さんの再質問にお答えします。

今回の林議員さんのご意見を踏まえまして、桜ヶ谷管理組合の組合長さんにご相談させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 大変いい答弁をいただきましたので、これからあそこの森がきれいになって、次

は今度は駐車場を設けなくてはという質問ができるように、ぜひいい方向に進んでもらえしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、政府に審議会が出した、退職後30年間で公的年金だけでは2,000万円不足するという報告書、国民の怒りを買っています。これまで100年安心の年金、厚生年金だけで必要な生活費は賄えると言ってきた政府の話はうそだったのでしょか。

今高齢世帯では、貯蓄のない世帯が3割を超え、収入が国民年金だけの世帯では月10万円程度にしかなりません。一方、現役世代の多くは300万円から400万円程度の年収です。こんな状況を改善せず、貯蓄2,000万円必要とは余りにもひどい話です。今政府がやるべきことは、貯金せよではなく、所得の底上げや貧しい年金制度を立て直すことです。しかも、この報告書を政府は受け取らない、報告書はもうないとして、これを抹殺しようとしています。報告書は公文書です。そして、受け取りを拒否しても年金が足りないという現状は変わりありません。

さて、高齢者による運転ミスで悲惨な事故が多発しています。高齢になり、運転感覚が鈍くなり、ブレーキとアクセルの踏み間違いなどで事故が引き起こされています。運転に不安を感じるようになったら早目の免許証返納をと呼びかけられています。しかし、この秩父地域を見ると、移動手段は多くの人車が頼り、高齢者が免許証の返納をためらっているのが現状ではないでしょうか。車の運転をやめても住民が安心して移動ができる公共交通のシステムをつくることは喫緊の課題であり、自治体の責任ではないでしょうか。事故が起きてからでは遅過ぎます。

それでは、質問に入ります。まず、第1番目の質問は学校図書館に学校司書の配置についてです。昨年第2回定例会においても学校図書館に学校司書の配置について質問をしました。今回で4回目の質問となります。同じような発言があるかと思いますが、よろしくお願いします。

私がなぜこのように同じ質問をやるか、その一つは、1つ目の質問にあります。学校司書配置に使うための特定財源ではありませんが、普通交付税に措置されているものを、子育て支援の町と言いながら、なぜ子供たちのために予算化できないのでしょうか。また、去年の答弁で学校司書の配置の効果や必要性は十分理解しているとありましたが、そうした効果や必要性を認めていながら、なぜやろうとしないのでしょうか。

もう一つは、この質問の最初のきっかけが、町の小学校の先生から学校図書館の話聞き、学校司書もいないし、担任を持ちながら、図書の整理など先生方でやっている、とても大変だ、学校図書館で専門に働く人がいたらどんなに助かるかという先生の悲痛な訴えでした。調べてみると、学校図書館法があり、学校司書を置くよう努めなければならないとあり、それに対する財政措置もされていることがわかりました。

それでは、質問させていただきます。まず第1は、普通交付税に算入されている学校司書配置分を予算化し、学校図書館に学校司書を配置する考えをお聞きします。

2つ目は、当町の児童生徒の読書量はほかと比べても大変高いと答弁されていますが、児童生徒の読書に対する意欲を向上させるためにどのような対策を考えていますか。

そして、大きな質問の2つ目は公共施設等総合管理計画について質問します。当町は、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定したとあります。1つ、公共施設等総合管理計画策定の基本的な考えをお聞きします。

2つ目は、平成32年度までに個別計画を策定する予定とありますが、その中で総合センターについて、どのような方針、計画を出したのか、また出すのかお聞かせください。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 5番、常山議員さんから通告いただきました一般質問通告書の1、質問事項の学校図書館の学校司書配置についてお答え申し上げます。なお、①と②については、関連があることから、一括してお答え申し上げます。

同様のご質問は、平成27年第2回定例会、平成28年第4回定例会、平成30年第2回定例会でもいただき、検討していきたいと答弁しております。確かに平成27年4月に施行された新しい学校図書館法では、学校司書を置くように努めることとされました。学校司書については、埼玉県教育委員会作成の平成31年度指導の重点・努力点に「学校図書館の運営に当たっては、司書教諭や学校司書等が共同して行い」と記されております。したがって、学校司書の効果や必要性については十分理解をしております。

さて、皆野町の子供の読書量の現状ですが、改めて昨年11月に町内小中学校で調査を行いました。1カ月間の小学生平均10.6冊、中学生平均3.6冊でした。国の平均は、小学生11.1冊、中学生4.5冊という結果でありました。小学生は、全国平均とほぼ同様と考えられます。中学生については、全国平均にはやや及びませんでした。各小中学校では、この調査の結果から、読書量をさらに増やしなが、より一層読書好きな子供たちを育てることが第1の課題となっております。

さらに、授業での図書館の活用についてですが、現在小中学校では社会科や総合的な学習の時間等で調べ学習を取り入れて授業を行っています。地域を調べる学習、職業について調べる学習、修学旅行地の事前学習等で図書館を利用しています。また、国語辞典や漢字辞典などを使用するために国語科の授業でも有効に活用しています。このことから、学校図書館を活用した授業を一層充実させることが第2の課題となります。これらの課題を解決するには、十分な蔵書数の確保、読書時間の確保などのハード面や読書への興味関心を高めるための指導の工夫、学習に関連した本に親しむ環境づくりなどのソフト面の整備も大切であると考えております。

今年度より皆野町立小中学校、幼稚園全てにおいてコミュニティ・スクールが開始されます。コミュニティ・スクールの活動の一環として、図書ボランティアによる図書の整理や読み聞かせの充実を通して読書好きの子供たちを育てる取り組みを盛り込む予定です。あわせて、今後とも図書館を活用した授業のあり方を研究してまいりたいと考えます。以上のことから、普通交付税に算入されている学校司書配置分を予算化し、学校図書館に学校司書を配置する考えについては、現在のところは、さまざまな教育課題も考慮し、今後もさらに検討していきたいと考えております。

次に、②、児童生徒の読書に対する意欲を向上させるための対策として、皆野町教育委員会では皆野町子ども読書活動推進計画を策定し、平成31年4月に各小中学校へ通達いたしました。この中で、子供の読書活動推進計画策定の目的や基本方針を明確に示しました。特に学校等における子供の読書活動に対する啓発、広報の推進及び子供が読書に親しむための推進体制の整備について記しました。このことに基づき皆野町立小中学校では読書月間を設定し、読書に集中的に取り組む機会を継続していきます。

読書月間以外にも、今年度から各学校が創意工夫を凝らし、読書好きな子供たちを増やす取り組みを行います。例えば昼の放送でお薦めの本紹介を行います。ほかに掲示物や読書履歴カードを作成して読み聞かせの回数を増加します。そして、始業前に読書時間を設定するなどの取り組みを行う学校もあります。教育委員会といたしましては、今後とも学校の教育活動全体を通して図書館利用の促進を図って児童生徒の読書に対する意欲を向上させてまいります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項2、公共施設等総合管理計画についてお答えいたします。

1点目の公共施設等総合管理計画策定の基本的な考え方についてですが、皆野町における公共施設の整備は昭和40年代後半から昭和50年代後半にかけて集中的に行われており、その後も町民の需要に応える形で各種施設の整備を進めてまいりました。これらの大半は、既に大規模改修期を迎えており、その改修には多額の費用が見込まれております。いかに財政負担を軽減、平準化していくかが喫緊の課題となっております。こうしたことから、長期的なまちづくりの視点に基づき、効率的かつ効果的に公共施設のマネジメントに取り組むため、平成29年3月に皆野町公共施設等総合管理計画を策定しております。

この計画の中では、計画期間の30年間において、今ある全ての公共施設を保有し続けた場合、その維持管理等に必要な金額は298億円、維持管理等に充当可能な金額が202億円で、約96億円の財源不足が見込まれております。また、施設保有量の数値目標として、2046年までに公共施設の延べ床面積について28%削減することを掲げております。こうしたことを踏まえ、施設の複合化や集約化、また廃止による施設保有量の縮減だけではなく、長寿化によるライフサイクルコストの軽減に努めていくことを基本的な考えとしております。

2点目の平成32年度までに策定する個別計画の中で総合センターについてどのような方針、計画を出したのか、また出すのかについてですが、公共施設等総合計画に基づき、令和2年度までに個別計画を策定することになっております。この個別計画は、個々の施設につきまして今後どのようにしていくかという対応方針を定める計画になります。これから個別計画の策定に着手する段階であり、総合センターについての方針、計画は現時点では出ておりません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 答弁をいただきましたので、順番に再質問を行います。

まず1つは、学校図書館に学校司書の配置をとということで質問をしました。文部科学省は、第5次学校図書館図書整備等5か年計画の中で、学校図書館の果たす役割として、読書センター、学習センター、そして情報センターの機能を持っているとしています。そして、学校図書館がこれらの機能を一層発揮する

ためには、図書館資料の充実、そして司書教諭及び学校司書の配置と充実、その資質、能力の向上の双方が重要だと文部科学省はうたっています。そして、財政規模においても、何回も言うようですが、学校司書配置については新たに5か年計画に位置づけられまして、小中学校に学校司書をおおむね1.5校に1名程度配置することが可能な財政が措置されています。その財政措置についてお聞きします。

普通交付税になっているので、それを予算化しなくてはいけないのですが、普通交付税を決めるには、自治体が標準的な水準の行政を行うために必要となる基準財政需要額を算定します。この中に学校図書館関係経費も算定されています。これは、財政措置関係ですので、総務課長にお聞きしますが、学校図書館関係経費の中で学校司書配置分の算定金額は幾らか、わかりましたらお答えください。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんからの普通交付税の財政措置の関係のご質問にお答えいたします。

学校司書における地方財政措置につきましては、先ほど議員さんからお話のありました第5次学校図書館図書整備5か年計画に基づき、地方交付税において措置をされております。当町における学校司書に係る平成30年度普通交付税の算定金額ですが、これは算定の中で割り返し等をいたしまして算定した金額ですので、あくまでも参考という形でお聞きいただければと思います。小学校費、中学校費の合計といたしまして、交付税の中には165万1,000円が算定されているというふうな結果になってございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今総務課長の答弁でも、学校司書配置分、その算定ですけれども、165万1,000円が基準財政需要額に算定されているわけです。しかし、この金額では、国の計算からしますと、1.5名分の金額です。町から同額の金額を出して3名の司書配置分を予算化していただきたい。町長の答弁を求めます。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 十分検討はしてまいりますけれども、今教育委員会では、学力向上、あるいはグローバル教育、そうしたことに大変熱を入れておりまして、またそうした成果も上がってきております。検討はさせていただきますけれども、すぐここでその交付税と同じような対応をさせていただくということにはなかなかまいらないと、こういう状況でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） なかなか前に進んでいかない答弁なのですけれども、こういうふうにしっかりと需要額ということで165万1,000円が算定されているわけです。それをやはりしっかりと予算化する、それは必要ではないかと私は思います。

次の2番目のほうに行きます。2つ目の読書に対する意欲向上の再質問ですけれども、5月14日、私は学校図書館における学校司書の役割についてという内容で、三芳町にある唐沢小学校図書館を視察しました。三芳町には、小学校5校、中学校3校があります。全ての学校図書館に学校司書を配置しています。唐沢小学校の学校司書の人に話を伺いました。子供たちに心揺さぶる本に出会ってほしい、図書館が身近に感じるために、学校図書館を子供たちとどうつくり上げていくか、いつも考えながら働いているそうです。図書だよりを月1回発行し、子供たちに渡し、本の紹介をしたり、行事のお知らせなどを載せています。この図書だよりは、先日教育委員会にもお渡しして見ていただいたと思うのですが、それから日々のかかわり合いの中で子供たちが今どういうものに興味を持っているか、子供たちにそういう興味を持って

いるものを本でどう伝えるかいつも考えている、そういう司書のお話を伺ってきました。

そしてまた、司書教諭の先生にも話を聞くことができました。読書の大切さはわかっている、担任は忙しくてなかなか図書館にかかわることができない。これは、皆野の小学校の先生が言ったことと同じです。司書がいて本当に助かります、ここは違うのです。先生方が授業に使う資料の本も、頼んでおけば、司書が探しておいてくれる、そういうことを言われていました。読書量が多いということも大事なことで、学校図書館を子供たちとつくり上げていく、子供が中心になって自分たちで考えていく、そういう中で大切な1冊に出会う、こうした努力をしている唐沢小学校の司書の活動を私は見てきました。ですから、当町の小学校、中学校、もちろん学力向上、グローバル教育、本当に大切です。そのもととなる本を子供たちが読む、そういうことをするには、子供たちの読書に対する意欲を向上させる手助けともなるのが学校司書だと思うのです。ぜひそういう面で、教育長、もう一回どうですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

唐沢小学校の図書室だよりを拝見させていただきまして、大変中身の濃い、子供たちが飛びつくような内容でありました。それは、すばらしいなと率直に感じております。私どもが今教育行政を進めるに当たって、さまざまな優先課題も考慮して行っていくべきとの認識は変わっておりません。ただ、図書館教育は非常に大事でありまして、先ほど申し上げましたとおり、コミュニティ・スクールのスタートにあわせて、図書ボランティアの充実なども含め、また図書館の整備計画、皆野町子ども読書活動推進計画、これも策定して耕している段階でありまして、この耕しが十分にできたとまで明言はできませんけれども、そういった耕しが今必要でありまして、そちらを優先させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 確かにコミュニティ・スクールで図書ボランティア、本当に大事だと思いますけれども、そして今そういう読書好きの子供を増やすために耕していると言いますが、その耕すときに学校司書って必要ではないのですか。私はそう思います。なかなかいい答弁をいただきませんでした。予算化というか、交付税に165万1,000円がちゃんと国から入っているわけです。やはりそれを子育て支援、本当に子供たちが本を好きになる、その手助けになる、そういうものにちゃんと使っていただきたい、私はそう思います。

それでは、次に行きます。次の2番目の総合計画の基本的な考えで、やはり28%の削減をしなければならない。これから30年間、96億円の財源不足だと、そういうことですが、総務省が出した公共施設等総合管理計画の指針というのはやはり公共施設の削減に一番の主眼を置いているのです。それに従って当町もいろいろと管理計画をつくられたのだと思いますが、生産年齢人口の減少に伴って、税金も減、施設需要なども施設のあり方を検討して、そういうことですね。それで28%に減らす、そういうことになっていきますが、公共施設はまちづくりの一環で考えるべきだと私は思っています。人口減少だから公共施設の統廃合をするのだという考えでは、公共施設が統廃合されると生活が不便になる、そしてその結果、人口減少という悪循環に陥るのではないかなと私は思います。やむなく施設の統廃合をする場合、これからの計画でそこに住む人たちの意見を十分聞くことが大事だと私は思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんからの質問にお答えをいたします。

町民の意見をよく聞くべきだというご指摘でございます。皆野町におきましては、第5次総合振興計画を平成28年に策定の作業をしておりますが、その際に町民アンケートを実施しております。その町民アンケートの中にも、自由意見というような形で、例えば今ご指摘のありました総合センターですとか給食センター、こういった施設の建てかえですとか充実というようなご意見もいただいております。このときのご意見等を参考にし、これからの個別計画の策定に当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、2番目の基本的な方針、その総合センターについて。この基本的な方針によれば、総合センターは一定の利用者を維持しているが、建設から40年以上が経過、施設の老朽化が進んでいると書いてあります、指針には。公共施設は本当に町民生活を支える施設であって、特に総合センターは町民の文化的な運動、それから公民館活動を支える重要な施設だと私は思います。そして、今さらに多くの町民に利用されているところですが、まだこの個別計画が出されていないということなのですが、策定に当たって本来であれば町民的に議論をすべきだと私は思います。単なる振興計画の中のアンケートだけではなくて、やはり町民的に議論をすべきだと私は考えます。そして、どういうものをつくったらいいか、あそこを改善する、改修する、そして皆さんのニーズに合ったものにするのかとか、いろんな意見をぜひ聞いて、地域や市民のニーズも参考にしながら進めていくべきだと私は思いますが、町長、その辺どうですか。町民的に議論する、そういう考えはないですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町民の思い、考えを聞くということは大事なことだろうと思っております。総合センターの利用度につきましては私もよく承知をしております、大変多くの方々の利用されております。そしてまた、ここ何年か議員の皆さん方にもご理解をいただきまして、耐震であるとか、あるいは雨漏りがしておるとか、いろんな面で改修もしてきまして、今すぐここでという状況にはないと思いますので、検討はしてまいりたいと思いますし、その検討の中では町民の意向、考え等も聞かせていただければと思っております。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ皆さんの声、考えを聞いていただいて、そして先ほどアンケートもとったということをお聞きしましたけれども、せめてこれからもうちょっと突っ込んで、総合センターをよく利用する人、そういう人にも具体的にアンケートをとってみたいかがかなと思います。提案しておきます。私もいろいろとこの質問をするに当たって、総合センターを利用している方だとか、そういう人にもいろいろと町民の方にお話を聞きました。調べたところでは、この4年間で修繕とか改修工事費も約600万円になっています。そういう中で、本当に町民のニーズに合った建物になっているかどうかということ、そして今一番多く声を聞いたのが、利用者に不便な点は、トイレが和式であること、2階へ行くのにエレベーターがない、この2つです。それは、町の執行部の方もよくご存じだと思います。そしてまた、広い畳の部屋は必要なのか。みんな和室のところできいろいろと交流会をするときに、畳ですから、座らなくてはならない。みんな我先にと椅子を運んできている状態です。あの広い畳の部屋は必要なのか、舞台つきの1階の広い部屋は必要なのか、図書室は1階に置いてほしい、駐車場が狭いなど、さまざまな意見、そして総合センターは避難所にもなっています。その機能は果たせているようになっているのか、そういうふうにいろいろと意見を聞きました。やはり町民のニーズに合った建物にしていくべきだと私は考えます。

そして、ぜひ町民の意見を聞いて、さらに皆さんの文化活動、公民館活動が本当に活発になるような建物を建てるべきだと私は考えます。そういう面で、しっかりと今度の個別の総合計画の策定に当たっては、先ほどからも言っていますように、ぜひ皆さんの意見をもっともっとよく聞いて、そしてみんなで議論をして、そして建てかえるのなら建てかえる、これを改修するなら改修する、そういう計画をしっかりと出してほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時42分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤金作議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海です。

平成天皇の生前譲位に伴いまして、5月初めの新天皇の即位、そして元号が平成から令和へと、マスコミ等を通じ、大々的に宣伝がされてきました。令和という新しい時代の幕あけなどと新たな期待を持たせる、そうした政治的利用もされています。元号がかわろうとも、連綿と続く時間の流れは何も変わらないはずですが、森友、加計学園疑惑、辺野古新基地建設、福島第一原発事故等々、国政上の懸案問題がどこかへ押しやられてしまったような状況にもあります。

また、平成の時代が戦争もなく平和な時代であったかのようなイメージづくりがされ、引き続き令和の時代も平和な世の中であってほしいとの世論づくりがされているように思えてなりません。しかし、平成の時代が本当に平和で暮らしやすい時代であったのでしょうか。特にここ数年、安倍内閣による憲法違反である集団的自衛権行使容認、また海外で戦争できる安保関連法、戦争法の強行成立、そしてこの安保関連法、戦争法を合憲化するために、軍隊である自衛隊を憲法に明記する、そうした憲法改定を安倍自民党は狙っております。

今年度の防衛予算は5兆2,574億円、安倍内閣になって5年連続過去最高の軍事予算であります。この中には、昨年来からの韓国、北朝鮮、そして米国によって朝鮮半島の非核化や緊張緩和が一気に進んでいるにもかかわらず、導入が5年後である2023年度予定である陸上配備型迎撃ミサイルシステム、イージス・アショア、2基で3,000億円とも言われておりますが、その導入関連費や、1機115億円もするF-35戦闘機6機分の購入費も含まれております。そして、このF-35戦闘機については、今後約140機も米国から購入する予定であります。また、F-35Bステルス戦闘機を搭載できる護衛艦「かが」の空母化など、攻撃型戦力増強の軍事予算であります。社会保障費は抑制し、防衛費、軍事費は増大の一途にあります。

消費税が導入されたのが今から30年の1989年、平成元年でありました。そして、今日のままだと、ことし10月からの消費税10%増税が令和元年ということになります。しかし、今日までの消費税導入や増税が勤労大衆の生活を一段と苦しめ、消費の低迷を招いています。特に2014年の消費税8%増税以降、家計消費は年間25万円も落ち込み、勤労者の実質賃金は年間10万円も落ち込んでいます。また、消費税が中小零細企業の倒産廃業税とも言われているように、赤字であっても消費税の納税義務が発生し、地域経済も含め、深刻なデフレ不況が連続している今日的状況にあります。

しかし、安倍内閣は10月からの消費税10%増税に向け、9カ月間限定のポイント還元や低所得者向けの1回限りのプレミアム付商品券の発行などの経済対策、また食料品など軽減税率ならぬ8%据え置きを打ち出していますが、これらに関連する商品の値上げが既に始まっております。こうした国民をだましながら、子育て世帯、高齢者世帯、生活保護世帯、非正規労働者、災害被災者を問わず、消費税10%負担を強いられることになれば、勤労大衆の格差と貧困はさらに拡大し、生活の困窮は一段と進みます。

消費税は今後の社会保障の財源、このように政府は説明してきましたが、先ほど来からの質問の中で小杉議員や常山議員も触れられておりましたが消費税10%増税を前にして、社会保障の財源どころか、「今後は公的年金に頼るな、公的年金以外に老後の生活資金に2,000万円が必要」などと自助努力を求める金融庁や厚労省の試算に勤労国民の不安や怒りが増大しております。

また、2018年に生まれた出生数は全国で91万8,397人、3年連続して100万人を割り込み、出生率は1.42、3年連続の減少、全国的にも少子化に歯どめがかからない状況にあります。安倍政権が掲げる2025年度末の出生率1.8の目標にもほど遠く、根本的な見直しが求められています。

また、地方創生に向けた政府のまち・ひと・しごと創生総合戦略の2020年目標、東京圏と地方との転出入の均衡、これらについても達成が困難となっております。こうした状況下、地方自治体における少子化対策や地方活性化に向けた取り組みに限界性はあるものの、少しでも安心して暮らせ、住み続けたい、そうした魅力あるまちづくりが求められているかと思えます。

そうした立場から、通告に基づき質問を行います。今回地域活性化についてということで1項目であります。昨年度町長の諮問機関でありますみなの魅力発掘・創造会議に諮問していた3項目、1項として本町商店街の再生、2項として旧日野沢小学校跡地の利用整備、3項として秩父音頭と俳句によるまちづくり、この諮問された3項について昨年度中答申がされているかと思えます。質問になりますが、この3項目の大まかな答申内容についてお聞きしたいと思います。

2点目ですが、この答申に基づきまして、既に設計委託料等、今年度予算に予算化されている項目もありますが、この答申に対する町長の考えと今後の施策への反映についてお伺いしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 11番、内海議員さんからの一般質問通告書の地域活性化についてお答えをいたします。

5年ほど前に、人口減少が進み、全国の市町村の半分が消滅するという衝撃的な予測に端を発して、国、地方においては人口減少抑制策を図るため、人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。当町におきましては、平成28年12月に11名の委員によるみなの魅力発掘・創造会議を立ち上げまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体策を検討していただきました。アドバイザーも加わり、浅草との交流も含めて熱心に検討され、昨年11月とことし3月に本町商店街の再生、旧日野沢小学校跡地

利用、秩父音頭と俳句によるまちづくりについて答申をいただきました。

内海議員さんから、この3件の答申をどう受けとめ、どう施策に反映するのか、また課題はどう考えているかのお尋ねですが、まず答申に対する受けとめですが、委員の皆様にはいろいろな角度から2年以上にわたり熱心にご検討いただき、感謝をしております。貴重な提案として受けとめています。今後の施策への反映については、その事業効果とともに、安定、確実な管理運営についても慎重に検討し、実施に向けて考えてまいります。いずれにいたしましても、各委員の皆様には熱心に検討いただいたご提案でありますので、今後の参考にし、ヒントにして施策に生かしていきたいと考えております。

本町商店街の再生への課題ですが、本町商店街の変遷は50年ほど前の車社会の到来により、国道140号皆野バイパスの開通など町の交通体系が大きく変わり、車を利用した買い物となり、商店も広い駐車場を備えた大型店舗に変わりました。このため、旧国道140号沿線の本町、親鼻商店街への客の流れは減少してきました。商圏がバイパス沿線に移行し、スーパー化したことから、また本町商店街の小売店においては、高齢化と後継者不足も加わり、閉店が相次ぎました。秩父地域の人口減少や交通体系と商業体系の大きな変化による難しい状況の中での通年にわたる来客数の回復と店主の高齢化と後継者不足の克服が課題であり、難題であります。このような課題の中での本町商店街の再生については、空き店舗活用、補助金交付制度等を設けて支援をしていますが、現在まで利用者はありません。本町商店街の再生の引き金として、町営バス発着所の整備に着手します。また、秩父音頭の櫓をイメージしたモニュメント設置等を検討してまいります。今後も引き続き商工会とも連携し、対応してまいります。

次に、日野沢小学校の跡地利用ですが、日野沢川の自然を生かして、焼き肉等もできる出会い、触れ合いの親水公園として整備する考えです。課題としては、来客の多くは5月ごろから10月ごろとなりますので、安全確保など管理運営について検討する必要があります。

秩父音頭と俳句によるまちづくりですが、町を挙げての合歓の盆、秩父音頭まつりは、町の宝としてさらに盛り上げてまいります。また、浅草との交流においては全国に秩父音頭を発信していきます。このように、秩父音頭発祥の町として自信と誇りを持って取り組んでまいります。また、俳句についても、デジタル俳句により幅広い世代に魅力を発信してまいります。課題としては、このような取り組みにより、いかに町の人口減少対策につなげられるかであります。

いずれにしても、全国の多くの市町村が抱える少子高齢化による人口問題ではありますが、前向きに考えていきます。本町商店街の再生、秩父音頭と俳句のまちづくり、旧日野沢小学校跡地利用についての具体的な内容については、それぞれの担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（大澤金作議員） 　みらい創造課長。

〔みらい創造課長 中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝） 　11番、内海議員さんからの一般質問通告書に基づきまして順次お答えを申し上げます。

まず、ご質問の1点目、みなの魅力発掘・創造会議から提出のされました答申についてご説明を申し上げます。1項目、本町商店街の再生については、平成31年3月25日に、2項目、旧日野沢小学校跡地の交流、出会いの場としての整備及び3項目、秩父音頭と俳句のまちづくりについては、平成30年11月13日にそれぞれ答申が提出されております。

答申の主な内容につきましては、1項目、本町商店街の再生については、モニュメントの設置による街並みの再生と観光情報拠点としての町営バス発着所の充実が提案されております。設置するモニュメント

の一例として、伝統ある秩父音頭まつりのシンボルであり、今年の雷門盆踊りで浅草に大きなインパクトを与えた櫓のミニチュアが示されております。モニュメントの設置により、景観上の統一感を持たせた街並みをつくることが提言されております。

また、町営バス発着所につきましては、皆野駅前のバス停としての立地に着目をし、観光パンフレットや町内飲食店などの情報を集約することにより、本町商店街活性化の効果を町内各地域に波及させるとされております。

次に、2項目、旧日野沢小学校跡地の交流、出会いの場としての整備につきましては、敷地を校舎敷地、校舎跡地、その他敷地、日野沢川、旧校庭の4つの区分に分類し、提案がなされております。中心となりますのは、その他敷地の部分に幅広い世代の利用が期待できるバーベキュー場の整備と日野沢川に清流の浅瀬を生かした親水広場の設置をするものでございます。また、校舎跡地につきましては、案1としてメモリアルガーデンとしての整備、案2として桜や紅葉美しいカエデなどの植樹が示されております。旧校庭、現在の日野沢運動場につきましては、施設駐車場としての活用のほか、商業実践の場となる日本家屋風のレンタルスペースの整備が示されております。

続いて、3項目、秩父音頭と俳句によるまちづくりにつきましては、秩父音頭と俳句による情報発信をとおした町の活性化が提案されております。浅草でのイベントに参加をし、秩父音頭の披露を継続して行うほか、浅草からも秩父音頭まつりへの参加を促すとされております。また、映像や音楽で俳句をより魅力ある作品とするデジタル俳句を普及し、コンテストを開催するなどして、皆野町を国内外に発信することが提言されてございます。

次に、各項目における取り組みの現状についてご説明を申し上げます。1項目、本町商店街の再生につきましては、主な事業として、今年度町営バス発着所を改修し、24時間利用可能なトイレを備えた観光情報館を整備いたします。観光情報館には、答申の内容を踏まえまして、町内各地域の観光情報や飲食店などの情報を集約した情報発信の拠点として運用できるよう整備を進めております。情報発信による来訪者の増加により、本町商店街から町内各地域への人の流れを創出し、新たな店舗の出店につながることを狙いとしております。また、施設の2階には移住支援センターを設置し、観光目的の関係人口から定住人口への戦略的な誘導を行うこととしております。

続いて、3項目、秩父音頭と俳句によるまちづくりについてでございます。これまで町では、秩父音頭の対外的なPRとして、浅草との交流を通じた情報発信に取り組んでまいりました。今年の9月に参加をした浅草雷門盆踊りでは、かつて秩父音頭まつりで使用された櫓を会場に設置し、皆野中学校3年生や皆野町民生委員、児童委員協議会、美澤会の皆さんに秩父音頭を披露いただきました。その様子はテレビや新聞で取り上げられ、町の認知度向上に成果を上げただけでなく、町の代表として参加をした中学生の大きな自信となり、皆野町への愛着心の醸成につながったものと考えております。

なお、昨年5月には皆野高校や早稲田大学と包括連携協定を締結し、連携した取り組みを行うこととなりました。今後は、浅草との交流に限らず、さまざまな機会に秩父音頭をPRし、秩父音頭まつりへの参加者の増加を図るなど、秩父音頭による町の活性化に取り組んでまいります。

また、俳句によるまちづくりにつきましては、今年度、故金子兜太氏の生誕100周年を記念いたしまして、貴重な作品やゆかりの品々をデータ上で展示するデジタルミュージアムを町ホームページ内に制作する予定でございます。ミュージアム内には、秩父音頭の魅力を伝えるページもつくりまして、秩父音頭と俳句のまちとしての町の魅力を国内外により一層広く発信し、町の活性化を進めてまいります。今後の

取り組みにおきましても、答申の内容を踏まえて進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 11番、内海議員さんから通告のありました地域活性化についての（1）、本町商店街の再生の町営バスに関係する部分についてお答えいたします。

まず、町営バス発着所について、役場のほうに移動する方向では答申に沿った整備が難しくなるのではないかとご質問についてですが、今年度バス待合所の改修工事を予定しております。先ほどのみらい創造課長の答弁と重複する部分もございますが、改修の内容は、外壁の木質化、24時間対応型の観光トイレと観光情報館の整備、さらに2階部分を地域おこし協力隊事務所兼移住相談センターとするものでございます。観光トイレの整備に伴いまして、トイレ利用者の駐車場を確保する必要があることから、役場入り口バス停を発着所とすることが可能か現在検討を進めてまいります。バス発着所が移動したとしても、皆野駅前から駅前バス停までの人の流れにつきましてはこれまでと変わることはないものと考えておりますので、町営バス待合所改修工事の実施は答申の内容に沿うものと考えております。

次に、今の町営バスの運行ルートの変更についてですけれども、町営バス運行に当たって小中学校及び皆野高校の通学を最優先とした時刻表の編成を行っております。通学時間等を考慮しますと、現時点では町内の回遊を促進することを目的とした運行ルートの変更は考えてございません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

〔産業観光課長 玉谷泰典登壇〕

○産業観光課長（玉谷泰典） 11番、内海議員さんから通告がありました質問事項1の（2）、旧日野沢小学校跡地利用整備についてお答えいたします。

日野沢地区は、町内最高峰の城峯山、秩父八景の秩父華厳の滝、日本百観音結願の水潜寺、秩父事件発祥の地、秩父温泉など、町内有数の観光資源を有し、豊かな自然と歴史に育まれた地域です。近年は、テレビなどのメディアで広く取り上げられ、多くのハイカーや観光客が訪れております。日野沢小学校校舎は、昭和30年に建設をされ、平成13年度末で閉校、そして平成30年度には解体をされ、現在更地となっております。そして、旧校舎前を日野沢川が流れ、今もなお日野沢地区の原風景が残されております。旧日野沢小学校跡地整備事業では、この地区を日野沢の原風景を中心とした出会いと触れ合いの親水公園として整備し、日野沢地区の活性化に生かすことを目的としております。まず、想定する施設利用者ですが、日野沢地区住民を始め水潜寺、秩父華厳の滝などへの来訪者、城峯山登山者、ハイカー、浅草など町外からの観光客など、多くの人たちを利用者として想定をしております。

次に、施設の概要ですが、旧小学校校舎の跡地のうち山側の部分については、跡地の両隅にモミジなどを植栽することで、なるべく広いスペースを確保し、見通しをよくすることを考えております。旧小学校校舎の跡地のうち川側の部分については、あずまや風の木造の休憩施設、流し場やトイレなどを備えた管理棟の設置を考えております。日野沢川エリアについては、日野沢川の原風景を生かすことを基本に考えております。日野沢運動場については、空いているときは観光関係の駐車場として活用し、あわせて日野沢地区運動会等で利用することを考えております。今後の課題ですが、旧小学校校舎跡地の活用と安全対策については慎重に検討して進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 再質問で用意したところを総務課長と産業観光課長に先に答弁をいただきましたが、いずれにしましても1項の本町商店街の再生と3項の秩父音頭と俳句によるまちづくりにつきましても、関連する部分もございますので、(2)の旧日野沢小学校跡地の利用整備について先に再質問させていただきたいと思っております。

この答申の前提条件としまして、皆野町は産業衰退を一因とする人口減少という危機に直面している。また、皆野町は自然豊かな里山であり、観光資源もあるよいところである。しかし、統合的な取り組みが弱く、訴求力に欠けている点が大きな課題である。みなの魅力発掘・創造会議は、この間この課題解決に向けて、一流に学び、行動するとして、世界に誇る商業観光都市、浅草との交流を通じ、まちの活性化に取り組んでいる。そして、浅草の回遊性ネットワークの取り組みに学び、皆野町においても皆野回遊性ネットワークという基軸活動を前提に3項目についての答申がされているようです。

先ほど冒頭に町長のほうから、この答申を受けての考え方、また今後の施策反映につきましては貴重な提案をいただいていると。慎重に対応して今後の施策に反映していきたいという答弁がされているわけなのですが、具体的に日野沢小学校の跡地の関係です。町長からは、今後親水公園なりバーベキュー場ですか、焼き肉ですか、そういった整備等も考えているということなのですが、いずれにしましても今年度この設計委託料が約300万円の予算が措置されています。施設整備については来年度以降ということになるかと思うのですが、先ほど産業観光課長のほうから具体的には触れられなかったが校舎の跡地につきましては土砂災害特別警戒区域内にあらうかと思っております。そういったことで、新規の建築物等については困難という状況にあらうかと思っておりますが、先ほどの答弁の中では、跡地の中でも日野沢川に面した部分にあずまやとかトイレとかというような答弁もされているわけなのですが、いずれにしましてもそういった危険な地域でもあります。

いろいろな施設といたしますか、バーベキュー場とか、とりあえずはそういったことも検討されているようなのですが、いずれにしましても建物等の施設の建設につきましては、去年だったと思っておりますが、既に日野沢地区にありました水と緑のふれあい館、これについては閉館をしている、そういった経過もございます。そういったことから、そういった経緯なり、また反省等も十分される中で、建物といたしますか、構造物といたしますか、そういったことについては余金をかけないというか、そういったことがいずれにしましても後年度建物等の維持なり管理費がかさまないような形で検討すべきではないのかなというふうに思います。そういったことから、四季折々の植栽等、校舎の跡地につきましては整備を図って、観光客も親しめるような、答申の中でも触れられておりますが、メモリアルガーデンという形での整備、この程度にとどめるべきではないのかなと私は思います。

また、華巖の滝等の整備もこの間進められてきておまして、今年度ライトアップの期間も長くするような、既にそういった方向で進んでいるわけなのですが、施設とか、そういったものに余金をかけないで、勝手な言い方ですけども、見たい人は来てもらって、そこで楽しんで帰ってもらおうと。そのような施設といたしますか、整備にとどめたほうがよろしいのではないのかなというふうに思います。当初予算の審議の中でも、今後どのようなというか、予算的に建設費等を考えていくかという中では、約2,000万円ぐらい、大まかですが、そういった答弁もされています。また、先ほども産業観光課長のほうからあずまややトイレとかという話もあるのですが、あそこにつきましてはもう観光トイレも県道に面したところに

整備されています。そういったことも含めまして、なるべく維持管理費に後年度金がかさまないような形で整備を図るべきではないのかなというふうに思いますが、この点について町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 内海議員さんのおっしゃること、そのとおりと申し上げたいわけですが、やはり金をなるべくかけないように、そしてただあそこで休息をしていただいたり、あるいは簡単なあずまやのようなものでパーベキューでもできるようなこと等を考えてみますと、やはり炊事場とトイレだけは必要ではないのかなと、こんな思いをしております、かかる費用につきましては、なるべく費用をかけないように整備していきたいと、このように考えております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひそういった形で、いずれにしましても跡地につきましては整備を図って、地元の方、また観光客等についても利用できるような、そういった施設といいますか、整備を図っていくことが必要かなというふうに思います。

これは私の勝手なあれなのですが、秩父地域の中でも名水という、小鹿野で言えば毘沙門水とかというところもございしますが、日野沢地区は大変名水が出るような場所ではないかなというふうにも思います。私はいろいろ調べたわけではないのですが、例えば日野沢小学校の跡地の整備された場所の近くにそういった名水等が湧水なり、また流れているようなところがあったら、そこまで配水を持ってきて無料で利用してもらい、そういったようなことも検討してもいいのではないかなというふうに思います。これは私の一つの提案なのですが、いずれにしましても余りお金といいますか、後年度維持管理に経費がかからないような、そういった方向で整備を進めていただきたい、このように思います。

2点目といいますか、本町商店街の再生と秩父音頭、俳句によるまちづくりについて質問させていただきたいと思います。町長からの答弁の中でも、答申の中でも触れられておりますように、秩父音頭のときの櫓のミニチュアといいますか、それを本町商店街に設置して街並みの再生を図る、そういったことを町長も考えているということなのですが、そういったことで観光客等呼び寄せる、そういったことは一つの方法ではあるかと思いますが、非常にインパクトが弱いというふうに私は思わざるを得ません。例えば本町商店街の一面にそういった秩父音頭を再現するような映像を流すような施設があって、その中で秩父音頭まつりをやっている、その中の櫓という、そういった連想といいますか、される中で町なかにそういった櫓のミニチュア等を設置するということであれば、その関連性は理解できると思うのですが、いずれにしましても大変そういった形での設置はインパクトが弱いのではないかなというふうに思います。この点について、本町商店街の再生を含めて、町長に考えがありましたらお聞きしたいと思います。

また、先ほど観光情報拠点と町内回遊の起点としての町営バス発着所の充実がこの答申の中でも触れられておりますが、この件につきましては私は異論はございません。ただ、先ほども総務課長のほうから答弁いただいたのですが、「まちなか観光トイレ」等の整備を含めて、現在の町営バスの発着所、これが役場の回転場ですか、そこに移動する、そういった動きになっております。そういったことから、総務課長の答弁で言えば、発着所を移転しても、答申をいただいている問題については特に問題ないという、そういったことのように、将来的なことも含めまして、どうなのかという疑問もございします。また、町内回遊の町営バスの充実に向けた運行経路の変更等につきましても、これから再質問しようと思ったのですが、答弁をもういただいています。ただ、例えば町内の回遊を充実させるということであれば、例えば

の話、金沢路線につきましては、発着所から親鼻駅前を通過して道の駅みなの、そして下田野のスポーツ公園、スポーツ公園をかなり利用される方で大会等がある場合、小学生等は親鼻駅で歩いて徒歩でスポーツ公園に行く、そういった利用者もいるみたいです。また、地域の方も下田野回りの町営バスがあれば大変便利だというふうに聞いていますし、もう十数年前になるでしょうか、金崎地域からの要望として、金崎回りの町営バスの運行、こういった要望も出されております。下田野から金崎へ回って、それから国神、金沢、そういったことと、日野沢路線につきましては、発着所から皆野駅前、大浜通り、そして前原の不整合、長生荘、そして日野沢へ、例えばの話ですが、そういった路線の変更をすることによって町内の回遊性を充実するというか、そういったことにもつながるのではないかなというふうに思います。これは今後の検討課題になろうかと思うのですが、そういったことを検討する余地があるかどうか、これが2点目、それと3点目になりますが、現在皆野矢尾の建物の解体工事が始まっております。この跡地の利用につきまして、どのような動きになっているのか、情報がありましたらお聞きしたいと思います。

また、皆野矢尾の閉鎖後の跡地利用につきまして、当時たしか一昨年12月だったと思いますが、質問をした中で、矢尾さんからは今後は食をベースにした集客が有望ではないかと、こういった考えが出されており、商工会や矢尾さん、そして町においても検討する価値がある、このような町長の答弁がされた経過もございます。それらも含めまして、矢尾さんとの接触等は現在どのように行われているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 最初に、矢尾さんのことから答弁させていただきますけれども、今内海議員さん言われるように、そういうときもありましたけれども、その後はっきりしてまいりまして、今では、あの解体後につきましてはローソンというコンビニになると、こういうことでございます。聞いている話では、やはり一般的なローソンよりも少し規模が大きいかなという程度の話しか聞いてはおらないのですけれども、そんな方向で進んでおるようでございます。

さて、そのモニュメントの関係に移りますけれども、議員が言われるように、確かに活性化すると、ということから考えてみますと、秩父音頭の櫓のモニュメントをあ駅から例えば情報館の付近までというようなことでは、なかなか活性化するというようなわけにもまいらないかと思っております。そしてまた、町営バスの発着所の移転等につきましては、先ほど総務課長から答弁もいたしましたけれども、移動する予定であります。といいますのは、あれが情報館になった折には、当然駐車をする方々、町にお越しをいただいた方々があそこですいろいろな情報を得て、そしてそれぞれの地域、目的地に進んでいくというようなことになろうかと思っておりますので、あそこにバスの発着所をそのまま置くということはなかなか難しいかなと、こんな思いがしております。

なお、またローソンの話に戻りますけれども、先ほども常山議員さんの質問にあったかと思っておりますけれども、町の公共施設も昭和40年、50年代に集中されて改築あるいは新築をされましたものが老朽化をきておるといようなこと、そしてまたそうしたものを修繕していく、あるいは建てかえていく、こういう場合には大変多額な予算も必要になってくる、そういうようなこともございますので、新たな施設につきましては今の時点では考えられないと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからご質問のありました町営バスの町内の回遊ルートの変更につい

てになります。議員さんご指摘のとおり、金沢線につきましては、そういった下田野スポーツ公園、金崎、それから日野沢線につきましては、大浜、前原の不整合というようなルートをとれば、町内の施設をめぐることができまして、非常に有効なルートというふうに考えます。ただ、今の現状を見ますと、先ほども申し上げましたように、小中学校、また皆高生の通学というのを最優先に考えております。ルートの的には、金沢線と日野沢線が今の皆野駅前から根古屋のところまで重複したルートをとっております。このあたりを改善できれば、今おっしゃったようなルートが考えられるのではないかというふうには思いますが、その途中に長生荘のバス停で国神小学校、皆高生がおります。中学校で皆野中学校の生徒がおります。この2つはどうしても通らなければいけないルートという形になりますので、今議員さんが言ったようなルートを通るということになりまして、途中で日野沢線から金沢線へ、また金沢線から日野沢線への乗りかえというのが発生してくるということになりますので、それを考えると、そういったルート設定というのは今現在ではちょっと難しいのかなと。ある意味、運行本数、バスの台数をふやすというようなことでないと対応できないというふうに考えますので、今ご提案いただいたような点については今後の検討課題とさせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。バス路線の変更については、いろいろ難しい問題も確かにあるかと思えます。乗りかえの問題や、また中学生につきましては、例えば国神郵便局付近のところ下車して通学しなければならないとか、そういった課題もあろうかと思うのですが、ぜひできる限り多くの町民なり、また皆野町に訪れた方が町営バスを利用することによって回遊性が保てるような、そういった路線変更も今後検討すべき課題かなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

冒頭と申しますか、町長のほうから新たな施設等については現在は難しいという、そういった答弁がされているわけなのですが、いずれにしてもこの答申のベースになっている浅草との関係なのですが、一流に学んで行動すると。世界に誇れる商業観光都市、浅草との交流を通じて皆野町の活性化を図ることが前提になっているかと思えますが、私が申すまでもなく、浅草につきましては、浅草寺の門前町として江戸時代から栄えて、歴史ある国内有数の観光地であります。浅草の観音様、浅草寺ですが、年間約3,000万人の参拝者が訪れるということでもあります。そして、全国的にも有名な浅草神社の三社祭なり雷門、浅草公会堂、そして近年ではスカイツリーなど核となる観光施設も多くあります。浅草の商店街の活性化につきましても、そういった基盤の上に成り立っているものと十分推察できるわけなのですが、皆野町の場合、本町商店街にそういった観光客を呼び込めるような施設がありません。町長のほうからは、櫓のモニュメント程度では云々ということも答弁をされているのですが、ちなみに昨年1年間の秩父地域の入り込み観光客数、特に皆野町については約52万人、長瀬町が299万人、秩父市が約560万人ということで、隣接する自治体においては皆野町の約6倍から10倍以上の観光客が訪れていることになります。そういった秩父地域に来ていただいた観光客の回遊施設としまして、皆野町の中心商店街に秩父音頭と俳句のまちにふさわしい施設整備を図ることは必要かなというふうに思えます。先ほども櫓のモニュメントの話がされているのですが、これらにつきましてもぜひその近くで秩父音頭を常時放映するようなビデオ放映をする中で、秩父音頭というのはこういうものですよ、またここで使われている櫓ですよというようなことが想像できるような、そういった施設なり、どうしても整備を進める必要があろうかと思えます。

また、ことしの9月には金子兜太さん生誕100周年ということで、兜太さんが一時期起居していた壺春

堂を改修して壺春堂記念館として開設すると。そして、全国の俳句愛好家なり兜太ファンの聖地にしたいということで、民間グループによるそういった動きが既に始まっているようです。こうした動きとも呼応しながら、本町商店街の再生なり、また皆野町全体の活性化につながる観光文化施設、町長はもう難しいということで話されているのですが、ぜひ今後の皆野町を考えた場合についても核となる施設だというふうに思いますので、再度町長のそういった本町商店街に文化観光施設を整備する考えがあるのかどうか、また既に矢尾の跡地につきましては利用者が決まっているようです。ただ、矢尾の跡地だけを候補地にするのではなくて、町所有も近くにあります。それらも含めて検討するなり、またその町有地に入っていく町道につきましても大変狭い道路であります。矢尾さんの跡地をローソンが利用するような話がありますが、そういったときにつきましても、例えば町道の拡幅と申しますか、そういったことも将来的なことを含めて検討する必要もあろうかと思えます。ぜひそれらも含めて、町有地もございますので、それらも含めて再度、中心市街地と申しますか、本町商店街にそういった観光文化の施設整備を図る検討を含めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 町有地も確かにございますし、この際矢尾さんの建物を今取り壊しておる最中でございますので、この連絡道と申しましうか、道路につきましての拡幅要請はしておるところでございます。そしてまた、議員が言われるように、そうした施設等につきましては商工会あるいは内部等でよく検討して、期待に沿えるものなのか、検討はしてまいりたいと考えております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひそういった施設が整備できるよう検討をお願いしたいと思います。

先ほど林議員からも雲海の話が出されました。近年美の山等からの秩父盆地の雲海が大変クローズアップされています。金子兜太さんがみずからの句に「霧の村 石を投らば 父母散らん」こういった句について次のように説明しております。霧の村とは、自身の育った皆野町を指していると説明して、高度成長期の昭和30年代から40年代のある日、訪れた皆野町も霧の中だった、このように振り返り、経済の高度成長によって、都市は膨らみ、地方は崩壊していった時期だ。山村の共同体などひとたまりもない。老いた両親はそれに流されるままだ、このように説明していたようです。しかし、この句にはそれでも皆野は皆野という強い意思があらわれており、新たな時代から発せられる投石は霧の先にいる父母に向かおうとも散ることはない。こうした両義性を持つといえますか、両義性が見え隠れする俳句と言われております。今日の経済社会において地方創生が叫ばれておりますが、地方切り捨て、地方崩壊を招くグローバル経済社会に抗して、真に地方の再生、維持発展、継続を図るためにも、秩父音頭と俳句のまちにふさわしい、仮称ではありますが、秩父音頭ふるさと館を整備し、本町商店街の再生、ひいては皆野町全体の活性化につながるよう、ぜひ早期の検討を強く要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（大澤金作議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案第17号から議案第22号までの6件、承認第2号から承認第4号までの3件、同意16号の1件、以上10件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議案第17号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第17号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第17号 皆野町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

このたびの改正は、本年10月に予定されている消費税率の引き上げによります増収分を財源として低所得者の保険料の軽減強化を図るための改正でございます。第1段階の軽減割合を増加するとともに、第1段階のみであった軽減対象者を第1段階から第3段階まで拡大するものでございます。

それでは、議案の後ろに参考として皆野町介護保険条例新旧対照表を添付しましたので、お開きいただきたいと思っております。後ろから2枚目になります。上段の第2条第1項の改正は、平成32年度を令和2年度へ元号を改めるものでございます。

第2項以下につきましては、新旧対照表の次のページ、第7期介護保険料説明資料新旧対照表に基づきご説明申し上げます。最後のページをお願いいたします。左側の下3段が改正する項目でございます。下から3段目、第2条第2項でございますが、第1段階の特例を定めております。第5段階の基準額に対する軽減割合を現行の0.45から0.375へ引き上げ、保険料年額を2万9,700円から2万4,750円に改めるものでございます。

その下、第2条第3項は第2段階の特例を新設したものでございます。第5段階の基準額に対する割合を現行の0.75から0.625へ軽減するもので、上から2段目の第2号の欄と比較いただきたいと思っております。保険料年額は、4万9,500円から4万1,250円に改めるものでございます。

最下段、第2条第4項は第3段階の特例を新設したものでございます。同様に基準額に対する割合を現

行の0.75から0.725へ軽減するもので、上から3段目の第3号の欄と比較いただきたいと思います。保険料年額は、4万9,500円から4万7,850円に改めるものでございます。

改正条例本文にお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条の規定については平成31年4月1日から適用するというものでございます。

第2条の経過措置でございますが、平成30年度以前の年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものとしております。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 後ろの表の第1号、第1段階の方は下げてやったほうが良いような気がするのですが、なぜこの方は下げないで、このままにしておいて、第2号第2段階に下げを集約しているのか、そこから第3号以下は何となく所得はそれなりだということで、わかるような気もするのですが、第1号、第1段階が下がらないような感じがしますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

第1号、第1段階につきましては、軽減割合を強化いたしますので、保険料は下がります。昨年まで2万9,700円のものが2万4,750円に軽減されるという内容でございます。最後の対照表の下から3段目になります。右側が現行で、左側が改正後になります。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 失礼いたしました。対照表の一番上の段ということかと思えます。基準額に対する保険料は変更ありませんけれども、下の段の特例が強化されるということになります。現在も1段階の特例で0.5が0.45になりまして、3万3,000円が2万9,700円に軽減されておりましたが、さらに軽減を強化して、基準額に対する割合を0.375、保険料を2万4,750円に改めるものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 軽減が強化されるというのはすごくいいことだと思うのですが、これもその財源としては10月からの消費税10%増税になったものということで、原資がそういうふうにあるというのですが、仮にもし消費税が10%に上がらなかったらどうなるのかというのを聞きたいのですが、これはもう国で決まってしまうから、このままでいくのかどうか、この軽減で。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんのご質問にお答えいたします。

消費税の増税がなかったら、上がらなかったらということでございますが、国の方針でも増税することによって進んでおります。今回の議案のとおりには保険料のほうは改定を進めるものでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第18号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第18号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第18号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第1号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,115万5,000円を追加し、総額を41億6,293万5,000円とするものでございます。

2 ページから4 ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳

出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3ページをお開きください。まず、歳入の主なものからご説明申し上げます。最上段、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の低所得者保険料軽減国庫負担金242万6,000円の増額は、介護保険の軽減対象拡大に伴う国庫負担金を受け入れるもので、国の負担分は2分の1でございます。なお、一般会計で受け入れた後、介護保険特別会計へと繰り出します。

次の段、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金のプレミアム付商品券国庫補助金1,743万6,000円の追加は、10月に予定されている消費税率改正に伴い実施するプレミアム付商品券発行事業費を受け入れるもので、補助率は10分の10でございます。

次の款16県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金の低所得者保険料軽減県負担金121万3,000円の増額は、先ほどの国庫負担金と同様、介護保険に係るものでございます。同じく介護保険特別会計へと繰り出しとなります。

次の項2県補助金、目2民生費県補助金の子ども・子育て支援事業費県補助金589万円の追加は、幼児教育無償化に伴うシステム改修費の補助で、補助率は10分の10でございます。

最下段、款18寄附金、項1寄附金、目3民生費寄附金1,000万円の追加は、本年4月に町内在住の山口仁平様から社会福祉向上のための寄附金を受け入れたものでございます。ありがたくお受けし、有効に活用させていただきます。

4ページに移ります。款19繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金1,340万5,000円の増額は歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

次の5ページから歳出となります。主なものについてご説明申し上げます。なお、各費目において各期末手当支給率の改正や職員の異動に伴う人件費の補正を行っております。

7ページをごらんください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19負担金、補助及び交付金のプレミアム付商品券発行事業補助金1,450万円の追加は、歳入でもご説明いたしましたプレミアム付商品券の発行に係る事務費でございます。

8ページに移ります。最上段、同じ科目の児童発達支援事業等施設整備補助金249万7,000円の追加は、秩父市社会福祉事業団の施設整備について1市4町から補助をするものでございます。

その下、目3老人福祉費、介護保険特別会計繰出金485万3,000円の増額は、歳入でもご説明いたしました低所得者に対する介護保険の軽減拡大に伴う減収分を繰り出すものでございます。

次の段、項2児童福祉費、目1社会福祉総務費、節13委託料の電算システム改修委託料589万1,000円は歳入でもご説明いたしました幼児教育無償化に伴うシステム改修費でございます。

11ページに移ります。ページ中ほど、款9消防費、項1消防費、目4災害対策費、節15工事請負費の戸別受信機設置工事費16万円の増額は、防災行政無線の戸別受信機の設置申請が当初の見込みを上回る見通しとなったことによるものでございます。

13ページに移ります。最下段、款13諸支出金、項2基金費、目3地域福祉基金費1,000万円の増額は、寄附金の受け入れ分を地域福祉基金へと積み立てるものでございます。

14ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度皆野町一般会計補正予算（第1号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 1点お伺いします。

3ページの款15国庫支出金、項2の国庫補助金、目1民生費国庫補助金のプレミアム付商品券国庫補助金、これは消費税導入についてのプレミアム商品券だということでしょうけれども、これが7ページの一番下、下段の民生費のほうでプレミアム付商品券発行事業補助金と同額の1,450万円、予算は1,743万6,000円ですね。これの関連だと思うのですが、このプレミアム付商品券の具体的な発行と使い方はどういうふうになるのでしょうか。消費者が使うことになるのでしょうか、その商品券を発行するに当たって、どういう形で発行して、使う人はどういう形で使うのか、それからカードか何かみんな必要になるのかどうかについてどうなっているのか質問いたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、対象者から申し上げます。対象者は、低所得者と子育て世帯、低所得者は非課税世帯、あと子育て世帯は3歳未満の世帯が対象となります。主な業務ですけれども、町のほうで行う業務が、対象者へ申請の案内をして、対象者が町に申請をいただいて、引き換え券というものを、これも町が発行します。それぞれの家庭に引き換え券を送るということで、それが町の業務になります。発行、販売につきましては、商工会のほうに委託する予定であります。商工会のほうで商品券をつくりまして、それを販売するのですが、販売につきましては町内郵便局で販売ができるように、この後進めていきたいという考えでございます。こちらのプレミアム商品券ですが、2万円で2万5,000円の商品券が購入できるということで、プレミアム分が5,000円、20%つくというものでございます。販売につきましては、10月1日から販売できるように進めております。特にカードで確認をとるとかという予定は今のところございません。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 要するに今言った低所得者なりなんなり、その条件を満たしている人の申請があれば、町がその引き換え券か何かを発行して、それでその引き換え券を持って、商工会に幾ら商品券が欲しいのだというのは、その金額は特に限定していないのでしょうか。もっともそんなたくさん買う人もいないでしょうけれども、その商品券を持って各お店に買い物に行くと。それで、それは現金化にはならないですね。おつりくれないという話はないのだよね。よく前に騒がれていたのは、受け入れ側の商店もカードで決済というようなことも随分言われて、それに対応できないというような商店もあるというような話も聞いていましたけれども、それについては全く問題ないことなのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 四方田議員さんの再質問にお答えいたします。

今回のこの事業ですけれども、あくまでもカードではなく商品券、現在予定しているのが、5,000円の券が5束というのでしょうか、2万5,000円までが購入できる限度額で、ただ一度に2万円で2万5,000円でなくても、4,000円で5,000円分の商品券を小分けに買うというふうなこともできる予定です。その商品券を持って、登録店で商品を券で購入していただいて、その券は商工会のほうで換金するというふうな流れになります。今のところ販売については、各郵便局を予定しております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 関連した質問になるのですけれども、現在この対象者になる人数というのはどのぐらいいるということがわかっているのかということが1つと、あと先ほども限度額という話がありましたけれども、要するに1人が幾ら分までこの商品券を買えるのかということがあれば教えてください。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 9番、大澤議員さんの質問にお答えいたします。

対象者数ですけれども、予算では低所得者、子育て世帯を合わせて2,100件を想定した予算をとってあります。それから、購入できる限度額ですけれども、1人2万5,000円まで、2万円で2万5,000円が購入できるというところです。ただ、子育て世帯で、かつ低所得者という場合には、重複して引き換え券で、購入できるという制度になっております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 10ページの商工費に関連して、ポピーまつりについて3点ほど質問したいのですが、よろしいでしょうか。町長の挨拶で、約5万7,000人以上がことしもポピーまつりに来ていただいたということで、私も見に行きましたけれども、大変きれいに咲いていたので、よかったなと思うのですが、まず1つ目はポピーまつりの出店料についてなのですけれども、ポピーまつりにお店を出すときは、最初当初のときは出店料4,000円だった。それがその後6,000円になり、ことしから8,000円の出店料が取られるようになったと。この高くなった理由は何なのか教えていただきたい。

それからあと、シャトルバスが運行されました。それはよかったと思うのですが、去年は役場や道の駅と停留所を置いていただきました。ことしはどこも寄らず走らせたようですが、それはどんな考えだったのかお聞きします。

それから、最後の3番目は、ポピーまつりと町内のオープンガーデンをめぐる企画が行われて大変よかったと思います。対応していただいた職員さんは本当に大変だったと思いますが、来年もぜひやってほしいという声を聞いています。それから、オープンガーデンをめぐるウォーキングについても、企画はよかったのですが、ゆっくり花を見たい人と歩きを目的にしている人といろいろです。そういうことから、少し工夫が必要だったのではということをお聞きしました。その点については、参加者の意見なり聞いているかどうか、その3点をお願いします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 5番、常山議員さんのご質問にお答えします。

まず、出店料が値上げされた理由ですが、4,000円、6,000円、8,000円と値上げとなっているわけですが、今年度の値上げ分については、この1年間振り返りまして、雨不足等によりまして、かなり出費がかかっております。可能な限り赤字を出さないという方針のもとに対応を検討された経緯がございます。したがって、その一環として出店料の値上げをさせていただいている経緯がございます。

それから、シャトルバスについてですが、以前は停留所が置かれていたわけですが、去年もそうですが、もう既に皆野駅で乗車する時点で満員となるケースが多くございます。したがって、途中で停留所を置いたとしても乗れないケースが多かったという経緯がございます。近年途中での停留所は置かないで皆野駅前とポピー会場との往復という形に変更させていただいております。

それから、ポピーとオープンガーデンのコラボですが、5月21日に行いました。あいにくの天候で、大

変だったわけですが、それでも多くの方に参加していただきまして、予定を変更させていただいて実施しております。この内容についても、募集して間もなく応募のほうが締め切りになったような経過もございますので、関心を持っている方が多くございます。したがって、来年も今回のことを踏まえまして、よりよい企画を立てられたらと考えております。

また、ウォーキングにつきましては大勢の方に参加をしていただきまして、一度に出発するのではなくて、グループというか、10名ぐらいずつの集団で間隔を置いてスタートを切っていただくような形で行っております。来年については、今回のことを十分検証しまして、来年の企画に生かしていけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） まず、1番の出店料なのですけれども、本当に8,000円も収益を上げるのは大変だという意見もあるのです。雨不足で出費がいろいろ重なったから、そういう一環で出店料も上げたのだということなのですけれども、やはり祭りを盛り上げるには、多くの店が出店できるように、もう少し安くしてもよいのではないかという意見がありましたので、お伝えしておきます。あと、最後のポピーまつりとオープンガーデンについては来年もぜひやっていただきたいということで、よろしく願います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。関連質問になりますが、議長にお許しをいただきまして、先ほど常山さんからポピーの件でいろいろ質問がありましたが、私からは違った角度から質問いたします。ポピーまつりについて、皆野のバスのロータリーに職員を土、日、2人か3人張りつけてあったようです。その職員に対して給料はどのようになっているのか、あとその給料に対して、実行委員会からはその給料分として町がもらっているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 12番、宮原議員さんのご質問にお答えします。

ポピーまつりについては、5月20日から6月9日まで3週間実施されました。その中で、土、日については合計6日間ございまして、シャトルバスの運行が行われております。職員についても2人ないし3人勤務に当たっているわけですが、町の公務という形で当たっております。町の職員が土、日とかイベント等で従事する場合には、基本的に週休振りかえを行っておりますので、土、日に出勤した分については平日に振りかえをして休みをとるという形をとっております。したがって、時間外勤務の手当とか、そういったことは発生しておりません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑は。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 8ページの項1の社会福祉費の説明欄の一番上なのですが、児童発達支援事業等施設整備補助金、約250万円ぐらいなのですが、この整備内容と、あとどこに補助をするのか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、整備内容でございますが、秩父市社会福祉事業団が秩父市寺尾地内に建設を進めております障害児福祉サービスを含む多機能型の福祉施設に対する補助金でございます。現在秩父市が運営している児童発達支援事業所、星の子教室と言われておりますが、こちらの施設もこの中に入る予定で進んでいまして、皆野町からも現在6名の利用者がございます。施設の総事業費は6億9,386万6,000円で、国、県補助金や事業者負担金を除いた部分、こちらを秩父広域市町村圏組合の自立支援審査会負担金の割合で算出した金額を1市4町がそれぞれ補助するものでございます。補助先につきましても秩父市社会福祉事業団となります。施設の概要になりますが、児童発達支援事業所のほかにも障害者の生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所もこの中に入るもので、鉄骨2階建て、建築面積が1,261.11平米、こういった内容でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第9、議案第19号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第19号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第19号 令和元年度皆野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただいて、1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に64万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億854万円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの後、予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開き願います。歳入でございますが、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、437万5,000円の減額でございます。これは、議案第17号の皆野町介護保険条例の一部改正によりまして、第1段階から第3段階までの保険料が軽減されたことによるものでございます。

次の款3国庫支出金、項1国庫補助金、目5介護保険事業費補助金16万3,000円の増額補正は、介護保険システムの改修に係る補助金でございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目5低所得者保険料軽減繰入金485万2,000円の増額は、第1段階から第3段階までの保険料が軽減されたことに伴い、一般会計で受け入れております低所得者保険料軽減国、県負担金が増額されたことによるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。歳出の主なものをご説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費56万8,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の補正と節13委託料の介護保険システム改修委託料の補正でございます。

5ページをごらんください。款7予備費でございますが、これらを調整いたしまして4,000円を減額するものでございます。

6ページからは給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第10、議案第20号 町道路線の認定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第20号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回認定の議決をお願いいたします路線は、大字皆野地内でございます。本件は、国道140号バイパス建設に伴い、町道皆野12号線に接続したバイパス管理用道路を新たに町道として認定し、管理していきたいというものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 議案第20号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書の後ろに参考図を添付してございますので、ごらんください。本件は、国道140号皆野寄居バイパス美の山トンネル秩父側出入り口北側に位置する1路線でございます。認定路線は赤、起点は丸印、終点は矢印で記載してございます。認定路線は、町道皆野12号線に接続し、国道140号皆野寄居バイパス管理用道路として県で管理しておりましたが、平成30年度に県で道路改良を行いまして、延長85メートル、幅員3メートル、両側側溝が完了により、管理区分を明確化するため、町道皆野234号線でございます。

議案書の2枚目をごらんいただきたいと思えます。路線の整理番号、路線名、起終点、重要な経過地はそれぞれ記載のとおりでございます。なお、今回の認定につきましては、国道140号バイパスが秩父市蒔田地内まで全線開通したことにより、関係市町のバイパス管理用道路について管理区分を明確化するために140号バイパス関係の路線の手続をするものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第11、議案第21号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第21号 町道路線の廃止及び認定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回廃止及び認定の議決をお願いいたします路線は、大字皆野地内でございます。本件は、国道140号バイパス完成に伴い、一部が同バイパス管理用道路及び用地となっているため、路線を廃止し、新たに町道として認定し、管理していきたいというものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 議案第21号 町道路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

議案の後ろに参考図を添付してございますので、ごらんください。本件は、140号皆野寄居バイパス皆野長瀬インター付近に位置する1路線でございます。廃止路線は青、認定路線は赤、起点は丸印、終点は矢印で表記してございます。廃止路線は、県道下戰場塩貝戸線鬼畜道橋付近から国道140号皆野寄居バイパス脇を通り、有限会社大野製作所の脇の県道に通じる路線でございます。同道路は幅員1.6メートルから2メートルで、現在国道140号皆野寄居バイパス管理用道路及び用地の一部となっております。

なお、美の山側に行く道路につきましては、県で管理し、機能が確保されております。認定路線は、旧皆野31号線終点を起点とし、有限会社大野製作所の脇の県道から国道140号皆野寄居バイパス管理用道路に接続する延長100メートル、幅員2メートルの路線が町道皆野235号線でございます。

議案の後ろの2枚目をごらんください。路線の廃止整理番号、路線名、起終点、重要な経過地はそれぞれの記載のとおりでございます。その裏のページに路線の認定を記載してございますので、ごらんください。路線の認定整理番号、路線名、起終点、重要な経過地はそれぞれの記載でございます。

なお、この廃止、認定につきましても、先ほど申しましたように、国道140号バイパスが秩父市蒔田地内まで全線開通したことにより、関係市町のバイパス管理用道路等について管理区分を明確化するため、140号バイパス関係の路線をまとめて手続するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） ただいまの理由はよくわかったのですが、地図を見ますと、先ほどの廃止路線の青いところに入る路線ですが、美の山側については県が管理するというようなお話がありましたけれども、それ以外のところは放置してあるのですか。それとも何か身分がつくのだから、そのまま放置しておくということなのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

県では、バイパスの下を通るトンネルと起点のところからの一部、これは廃止します。赤道としてなります。その部分は、県で管理いたしまして、それを明確化するというところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） すると、世間で言う赤道ということで残るということですか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） そのとおりでございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 四方田議員の質問に関連するのですが、赤道ということなのですが、管理は県という認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） バイパスの管理用道路につきましては、県で管理を行います。一部赤道として残る部分につきましては、町として管理を行います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、この地図でいきますと、県道の下戰場塩貝戸線からバイパスのほうへ向かって、その直線部分というか、バイパスの並行する部分は県のほうで管理して、バイパスに向かう直線部分を赤道として町が管理すると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんの再質問にお答えいたします。

地図で言いますと、県道下戰場塩貝戸線の今言いました直線、丸から直線になっているところ、これについては町で赤道として管理を行います。それから、右上のほうに直線が走ってございます。ここについては、バイパス用の管理道路ということで、県のほうで管理するというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） もう一度説明をお願いしたいのですが、県道からバイパスのほうに向かう部分、ここが赤道として町で管理するということですか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど言いましたように、県道からこの図面で言いますと真っすぐになっています。ここが町、バイパス方向、上り車線のほうに直線で走っております青がありますがここが管理用道路ということで、県ということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第12、議案第22号 町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。
町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第22号 町道路線の廃止及び認定について、提案理由の説明を申し上げます。
今回廃止及び認定の議決をお願いいたします路線は、大字皆野地内でございます。本件は、道路改良工事の完成に伴い、起点が変更になることから、一度路線を廃止し、再度町道として認定し、管理していきたいというものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤金作議員） 建設課長に議案内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

- 建設課長（宮原宏一） 議案第22号 町道路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

議案書の後ろに参考図を添付してございますので、ごらんください。本件は、道の駅みなの北側に位置する1路線でございます。廃止路線は青、認定路線は赤、起点は丸印、終点は矢印で表記してございます。廃止路線は、国道140号一兆園さん入り口から55メートル先から道の駅みなの入り口信号下、町道皆野35号線に接続する道路でございます。認定路線は、国道140号一兆園さん入り口から55メートルの間が国道敷の一部を町道として管理しておりましたが、町道改良工事により管理区分を明確化するとともに、起点が大幅に変わることから、一度路線を廃止し、再度町道として認定をいたします。

議案書の2枚目をごらんください。路線廃止の整理番号、路線名、起終点、重要な経過地はそれぞれ記載のとおりでございます。その裏に路線の認定を記載してございますので、ごらんください。路線の認定番号、路線名、起終点、重要な経過地はそれぞれ記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第22号の説明とさせていただきます。

- 議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

- 3番（小杉修一議員） 参考図をお願いします。参考図の中に国道140号という文字がありまして、このちょうど号というあたり、下に直線の道があるわけですがけれども、この道は町道何号線なのだから、この町道をひょいと延ばせば簡単に済んだ話ではないかなという気が少しするのですけれども、その辺はいかがですか。

- 議長（大澤金作議員） 建設課長。

- 建設課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんの質問にお答えいたします。

参考図の140号の号の下にございます。この道については、町道皆野41号線でございます。先ほどの質

間でございますが、この道を延ばせばというご意見でございますけれども、今までの道が、こちらから土京の字が書いてございますけれども、そちらを回ってございます。一応今回の路線につきましては起点の変更ということで、今回認定するものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 終点の関係なのですが、地図で見ますと、踏切を渡って、去年改修しました町道皆野35号線ですか、線路を渡って35号線に当たる部分が終点ということだと思っておりますが、今あそこところは車等では通行できないと。歩行者のみの道路になっているかと思うのですが、そういったことであれば、終点の位置を線路の土京側に変えてもいいのではないのかなと思うのですが、あえてそここの終点を変えなかった理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

参考図で言いますと、終点は線路を渡った町道皆野35号線のところに接続するものでございます。内海議員さんがおっしゃいますように、あそこは今車の通行はできません。ただ、地元の方等の通行等もございますので、今後その廃止等につきましては地元なり鉄道さんなりといろいろ協議しながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、承認第2号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎承認第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例等の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため、皆野町税条例等の一部を改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたもので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 豊田昭夫登壇〕

○税務課長（豊田昭夫） 承認第2号につきまして、内容のご説明を申し上げます。

平成31年度の地方税制改正におきましては、地方税の税源の偏在性の是正に資するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設するとともに、自動車税の税率の引き下げと特例の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引き上げ等、車体課税の見直し、ふるさと納税における指定制度の導入など、税制上の措置が講じられました。

今回の皆野町税条例の主な改正でございますが、ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充に伴う措置、個人町民税の申告記載事項の簡素化、軽自動車税の環境性能割、種別割の税率の特例、単身児童扶養者の個人住民税の非課税措置であります。

改正条例の13ページの後に添付いたしました新旧対照表で説明をさせていただきたいと存じます。新旧対照表の1ページをごらんください。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正による条項のずれ等、改正内容に影響のないものにつきましては説明を省略させていただく場合がございます。あらかじめご了承くださいと思います。

新旧対照表の1ページをごらんください。第1条関係から始まっております。第34条の7の改正は、個人住民税の寄附金税額控除を規定しております。ふるさと納税制度の見直しに伴うもので、特例控除額の措置対象を特例控除対象寄附金とする規定の整備でございます。

1ページの最下段、附則第7条の3の2は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除を規定しております。適用年度を平成43年度、令和に直しますと、令和13年度を平成45年度、令和15年度に改め、平成31年、令和元年10月1日から平成32年、令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、住宅ローン期

間10年を13年間の3年間延長するというものでございます。

2ページをごらんください。2ページ中段でございます。中段の第2項、住宅借入金等特別控除につきます申告を不要とする規定の整備でございます。

4ページをお願いいたします。附則第9条並びに5ページ中段の附則第9条の2につきましても、ふるさと納税の関連する規定の整備でございます。附則第9条は、個人町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例を規定しております。申告の特例の対象を特例控除対象寄附金とする規定の整備でございます。

4ページ中段やや上になります。地方税法第314条の7第2項がございます。この規定が今回追加されました総務大臣の定める基準に適合し、指定されたものとする内容となっております。

5ページ中段、第9条の2は、特例控除対象寄附金を支出し、申告特例通知が送付されたときに申告特例控除額の適用があるとする規定の整備でございます。

7ページをお願いいたします。附則第10条の3は、新築住宅に係る固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について規定してございます。第6項を追加し、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る減額措置に伴う申告事項を新設するものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例を規定し、軽自動車税のグリーン化特例、重課、重く課税する内容でございます、を平成31年度分に限定し、平成29年度分の軽課、税を軽くするものでございます、次の12ページ、13ページも同様に、31年度に限定し、29年度分の課税の部分を削除したものでございます。

14ページをお願いいたします。中段やや上、附則第22条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等について、地方税法附則第56条の改正による規定の整備でございます。

16ページをごらんください。ここからは第2条関係となっております。第36条の2は、個人町民税の申告を規定し、申告記載事項の簡素化を図るものでございます。

中段、36条の3の2は個人町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書、17ページ中段の第36条の3の3は個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等の申告書を規定し、ともに単身児童扶養者に該当する場合の記載を追加するものでございます。こちらは次の第3条関係でご説明をさせていただきます。単身児童扶養者の非課税措置の対象への追加に関連するものでございます。

19ページをお願いいたします。中段、附則第15条の2は軽自動車税の環境性能割の非課税を規定しております。平成31年、令和元年10月1日から平成32年、令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用の1%の税率を非課税とするものでございます。

20ページをお願いいたします。附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を規定しております。第2項を新設し、軽自動車税の環境性能割は当分の間、県が賦課徴収を行い、環境性能基準は国土交通大臣の認定による判断によるものとするものでございます。

第3項では、納期限後に国土交通省の認定申請した者が偽りその他不正の手段で認定を取り消したものであるときは、申請をした者が軽自動車税の取得者とみなして環境性能割に関する規定を適用するものでございます。

21ページ上段をお願いいたします。附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例を規定しております。平成31年、令和元年10月1日から平成32年、令和2年9月30日までの特例期間に取得した自家用乗用で2%の税率を1%に臨時的に軽減を行うものでございます。その下、附則第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例を規定しております。

22ページをお願いいたします。上段、第2項は電気自動車、天然ガス自動車等の軽減の税率を示しております。平成31年4月1日から平成32年、令和2年3月31日までの登録車と平成32年、令和2年4月1日から平成33年、令和3年3月31日までに登録の軽自動車税種別割の税率の軽減を延長するものでございます。欄がございますけれども、中欄は標準の税率、右欄につきましては軽減後の税率となります。1段目が3輪車で、3,900円を1,000円に、2段目、営業用の乗用で、6,900円を1,800円に、3段目は自家用の乗用で、1万800円を2,700円に、4段目は営業用の貨物で、3,800円を1,000円に、5段目は自家用の貨物で、5,000円を1,300円とするものです。

その下、第3項はハイブリッド、ガソリン車等の車で、2020年燃費基準プラス30%達成の軽減の税率表となっておりまして、第2項と同様の表の配置となっております。

23ページをお願いいたします。第4項は、同じくハイブリッド、ガソリン車等の2020年燃費基準プラス10%達成の軽減の税率表となります。税率表は、第2項、第3項と同様の並びとなっております。

最下段から次の24ページの附則第16条の2は、先ほど説明をいたしました附則第15条の2の2の環境性能割の賦課徴収の特例と同様に、環境性能基準は国土交通大臣の認定により判断し、納期限後に国土交通省の認定を申請した者が偽りその他の不正手段で認定を取り消したものであるときは、申請した者が軽自動車の取得者とみなすとする種別割に係る規定の整備となっております。

25ページをごらんください。3条関係となります。第24条は、個人町民税の非課税の範囲を規定しております。第1項第2号の単身児童扶養者を非課税措置の対象とするものでございます。対象者は、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死が明らかでない者としております。下段、附則第16条は軽自動車税種別割の税率の特例を規定しております。

26ページをお願いいたします。第5項を新設し、平成34年度、令和4年度課税分及び平成35年度、令和5年度課税分の軽減の対象を自家用乗用で電気自動車等に限定するものでございます。

28ページをごらんください。第4条関係でございます。こちらは、平成29年皆野町条例第6号の一部改正は規定を整備するものでございます。

31ページをお願いいたします。31ページは第5条関係となります。こちらにつきましても平成30年皆野町条例17号を改めるもので、上段、第48条第1項は法人町民税の申告納付を規定しております。

33ページをお願いいたします。上段、第13項から34ページ、第17項までの新設は、大法人に対する法人町民税に係る電子申告義務の創設に伴う申告書の提出方法の柔軟化を図るもので、災害等の理由により電子申告が困難な場合、町長の承認を受けたときは申告書等を書面にて提出することができるというものでございます。

改正文、11ページにお戻りください。上段、附則第1条で、この条例は平成31年4月1日から施行し、また次の各号に掲げる規定は各号に定める日から施行するものとしております。

中段、第2条から13ページ、第8条までは、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る経過措置についての規定でございます。

以上、簡単ではございますが、承認第2号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は承認することに決定しました。



◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されました。このため皆野町国民健康保険税条例の一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたもので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 説明省略という声がありますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） それでは、説明を省略させていただきます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は承認することに決定しました。



◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度皆野町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成31年3月27日、平成30年度皆野町一般会計補正予算（第6号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 承認第4号、平成30年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書1ページをごらんください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万8,000円を追加し、総額を41億5,371万円とするものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款2から款11までは、いずれも交付額の確定に基づくもので、主なものは3段目、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税の特別交付税2,597万5,000円の増額で、交付総額は1億5,436万円でございます。

下から2段目、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金の冷房設備対応臨時特例交付金399万4,000円の増額は、各小中学校特別教室へのエアコン設置に係る国の補助について追加で交付があったことによるものでございます。

最下段、款17寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税31万7,000円の増額は、実績に基づくものでございます。なお、平成30年度のふるさと納税受け入れ総額は802万5,000円でございます。

4ページに移ります。款18繰入金、項1基金繰入金、目4財政調整基金繰入金3,241万9,000円の減額は歳入歳出差引額の調整によるものでございます。

続いて、5ページからが歳出になります。下から2段目、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、広域市町村圏組合消火栓工事負担金57万5,000円の増額は、秩父広域市町村圏組合が実施した工事について、工事費が確定したため、負担金を増額したものでございます。

最下段、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費と、6ページに移りまして、項3中学校費、目1

学校管理費は、歳入でご説明いたしました冷房設備対応臨時特例交付金の追加交付を受け、財源内訳の一般財源を減額したものでございます。

次の款12公債費、項1公債費、目2利子の一時借入金利子24万6,000円の減額は、一時借り入れをする見込みがないことから、減額したものでございます。

7ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度皆野町一般会計補正予算（第6号）の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 5ページになります。5ページの款9消防費のところでお伺いいたします。

本来344万円の予算に対し57万5,000円増額になり、415万円で、秩父広域市町村圏組合の実施した工事の確定によるもののご説明を受けましたけれども、結果401万円支出するわけですけれども、この恩恵というか、皆野町においてはどのような消火栓に対する工事がなされたでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんからの質問にお答えいたします。

今回広域市町村圏組合水道局が工事を実施しております。先ほど補正前の額344万円とありますが、今回この補正に係る工事ではありますが、これにつきましては中大浜地内の配水管の布設工事を実施しております。町道皆野16号線、167号線の配水管の布設工事に伴いまして、消火栓を2カ所更新しております。工事の内容はそういった内容になりまして、工事費の総額が当初140万円と金額を想定しておりました。ただ、工事の途中で変更が生じまして、最終的には197万4,240円ということになっておりますので、その分の不足額を今回補正させていただきました。ですから、消火栓2カ所が新たに更新になっているという内容でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 197万円、結果支出は401万円の支出なわけですから、もうちょっとやってもよかったのかなという気がするのですけれども、工事の要求されるようなところはなかったですか。時間が少しあるので、続けて質問しておきます。そうしますと、結局もうちょっと要求してもいいのかなという気持ちを持つところで発言いたしますと、例えば自分の地元の消火栓なんかでも県道に面しているところが大分傷んでいて、余り点検をやっている間がないと。県道だから、車をとめて点検もできないというので、あそこは果たしてうまくあくのかなんていうところが親鼻地区もあります。そういうところの点検費も含めて、ぜひ悪いところが実際言ってもらえれば見つかると思うので、要求をしていったほうがいいと思いますけれども、わかりましたか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉議員さんからの再質問にお答えさせていただきます。

今回消火栓の工事に係る部分は、先ほどお答えしたこの路線のみでございます。そのほかの支出につきましては、同じく広域市町村圏組合の消火栓の既に設置されている維持管理費に対する負担金が含まれてこの金額になってございます。ですから、今回工事を実施した箇所につきましては1カ所という形になってございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 了解しました。でも、いろいろ悪いところがあるのですから、要求だけはよく調べてもらって、していく方向でよろしくをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田です。3ページの款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金の補正が冷房設備対応臨時特別交付金399万4,000円、約400万円、これを先ほどだと学校管理費の中学校費に入れるというような話だったのですけれども、これは学校施設の冷房のための補助金ですから、ことしじゅうにこれは設置することになるわけですか。どこで支出しますか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田実議員の質問にお答えいたします。

まず、この補助金なのですけれども、昨年度文部科学省のほうで創設されまして、できた補助事業でございます。3月議会に事業費の見直し、増額をいたしました。その増額の分の補助金が入ってきているということになります。事業につきましては、5月に入札しまして、これから工事のほうを行うということになっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） では、この補助金を予定して予算組みをして、既に工事に着工する段取りになっているということなのですか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

国のほうからの補助金が入ってくるのが少し遅くなっているということで、今回の補正ということになっております。

以上でございます。

○10番（四方田 実議員） わかりました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今の四方田議員の関連なのですけれども、この冷房設備対応臨時特別交付金、先ほどの説明ですと追加ということでお聞きしたのですけれども、そうすると国からの補助金が合計でどのぐらいかわかりますか。小中学校全部でいいのですけれども。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 5番、常山知子議員さんのご質問にお答えいたします。

国県支出金ということで、まず皆野小学校の分がでございます。こちらが385万2,000円。それから、国神小学校の分です。257万5,000円。それから、三沢小学校の分です。256万8,000円。最後、皆野中学校の分です。620万7,000円になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） では、今言われた数字というのは国からの特別交付金という金額でよろしいので

すね。これが全部の特別教室の冷房をつける費用ですか。私が聞きたいのは、追加の特別交付金だというふうには先ほど説明を聞いたので、399万4,000円が特別に来たわけだから、その前にどのくらい交付があって、今回またふえたのかなということをちょっとお聞きしたかったのです。

〔議長、休憩〕と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時51分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 先ほどの質問が私もうまく伝えられなかったのではないかと思います、再度質問させていただきます。3ページの国庫補助金なのですが、これはことし4校の特別教室冷房設置に対する国の特別交付金なのですが、これが追加ということになっていたのです、それでは今回4校の特別教室の冷房費用、その総費用と、それから国からどのくらいの金額が特別交付金で来たのか、その辺をお聞きしたいので、できたら総務課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 5番、常山議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、予算書3ページですけれども、こちらに先ほど説明させていただきました冷房設備対応臨時特例交付金399万4,000円、国庫補助金ということで計上させていただいております。この補助金の歳出のほうの充当ですけれども、歳出、5ページになります。一番最下段、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、ここの財源のところの国庫支出金、ここに151万4,000円充てております。

さらに、次のページ、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費、ここに国庫支出金として248万円充当させていただきます。この2つを合計いたしますと、先ほど歳入のほうで説明いたしました399万4,000円になります。これまでは一般財源を充てておりましたが、今回追加交付となった関係で国庫支出金を充当しております、その分一般財源を減額という財源内訳になっております。

それで、事業費の総額ということでございますが、小学校、中学校費を含めまして、事業費の総額が7,053万8,000円となります。そのうち国庫補助金ですけれども、先ほどの追加交付も含めまして1,520万2,000円となります。これに起債2,220万円を充当いたします。さらに、基金からの繰入金、基金を充当、これが580万円を予定しております。その残り2,733万6,000円、これを一般財源に充当するというものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 3ページの地方交付税の特別交付税の約2,600万円の増額なのですが、これは特別交付税の決定に伴うということでしょうか、主な増額の理由についてお聞きしたいと思います。

それと、平成30年度の皆野町一般会計事故繰越計算書、これが配付されているのですが、これはどこの

ところで質問しようかなと思ったのですが、いずれにしても今回の専決処分のところで該当するかなと思いますので、関連質問でよろしいでしょうか。お聞きしたいと思うのですが、運行管理費の町営バス待合所改修工事設計業務委託、これが全額事故繰り越しということで、その理由としまして、関係官庁との協議及び建築確認の調整等に不測の期間を要するためということが理由のようなのですが、現在どのような状況になっているのか、あわせて今年度この改修工事費として約3,243万円ですか、これが予算措置されているかと思いますが、この工事予定も含めまして質問したいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからご質問いただきました。3ページの特別交付税の確定に伴う増額理由ということになります。特に細かい資料がちょっと手元にないので、あれですけれども、当初の予算をかなり厳しく見ております。といいますのは、特別交付税、普通交付税もあわせて、予算割れというのを非常にしますと後の財源措置が厳しくなりますので、当初予算を厳しく見た結果、最終的に増額となったということで、ご理解いただければと思います。

それから、お手元に配付しております事故繰り越しの計算書の関係、町営バス待合所改修工事の設計業務委託でございます。当初は、3月末に設計が終わるという予定でございました。ただ、あの待合所につきましては、昭和56年ですか、建設をしたものですので、その当時の設計図ですとか建築確認をした書類というのが見つかりませんでした。そういったことから、細かいそういった建築確認、特に外壁部分を今回木質化を図るわけですけれども、それを全面的に改修しますと大規模改修に当たるという見解が県の建築安全センター秩父駐在のほうからございました。そこを調整する関係で、業務委託をしております山利建設技術の担当者と県のほうで調整に時間を要したことから、今回事故繰り越しをさせていただきまして、5月末までの業務の延長とさせていただいております。5月末の期間ですので、既に業務委託は完了してございます。そんな関係で、設計の期間がずれ込んだことから、当初内海議員さんのほうからは音頭まつりに間に合うような形で工事を進めるようにというご意見もいただいていたのですが、工期も4カ月から5カ月間かかるという設計になっておりますので、秩父音頭まつり終了後に速やかに着手できるように今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に続き会議を開きます。



◎同意第16号の説明、質疑、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、同意第16号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第16号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員、堀口元近氏の任期が令和元年6月30日をもって満了となりますので、引き続き任命したいというものです。

ご審議の上、原案に同意いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、討論を省略して直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

直ちに採決いたします。

お諮りいたします。同意第16号 教育委員会委員の任命について同意を求める件の採決は、議会運営委員会の決定事項により無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

したがって、同意第16号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は無記名投票で行うことに決定いたしました。

これから同意第16号 教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は10人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定による立会人に8番、新井達男議員、9番、大澤径子議員、10番、四方田実議員、以上3人を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、立会人に8番、新井達男議員、9番、大澤径子議員、10番、四方田実議員を指名いたします。
念のために申し上げます。同意第16号に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載し、投票願います。

なお、会議規則第83条の規定により、賛成・反対を表明しない投票及び賛成・反対の明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大澤金作議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（大澤金作議員） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順次投票願います。

〔順次投票〕

○議長（大澤金作議員） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人に立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大澤金作議員） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票。

これは、先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中

賛成票 10票

反対票 0票

以上のとおり、賛成票が多数であります。

したがって、同意第16号 教育委員会委員の任命について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



◎委員会付託の請願審査報告

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第5、産業建設常任委員会付託の請願審査報告を行います。
委員長から本定例会に提出された請願審査報告は1件で、お手元に配付のとおりです。



◎平成31年請願第1号の報告、質疑、採決

- 議長（大澤金作議員） 平成31年請願第1号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願第1号については、平成31年3月議会定例会において産業建設常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされております。会議規則第93条の規定により、その報告書が議長に提出されました。

委員長報告を求めます。

産業建設常任委員長、小杉修一議員。

〔産業建設常任委員会委員長 小杉修一議員登壇〕

- 産業建設常任委員長（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。議題といたしまして、請願第1号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出を求める意見書に関する請願の審査、この件について、去る5月16日、産業建設常任委員会を行いました。

本委員会は、請願第1号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書に関する請願に基づき、請願者のみつばちがつなぐ命を考える会、高野伸代さんと補佐、加藤明美さんから説明を聞いた後、質疑を行い、その後出席各委員より意見をもらいました。現時点では、ミツバチの大量死等については、ネオニコチノイド系農薬が原因物質だと科学的に完全に特定はされていないが、規制に対しては賛成という意見が多くあり、将来の子供たちのために自然を守り残していくというところから、何かそれに悪影響をするものがあるのであれば、それは排除していくという方向が大切であり、予防的原則に立って、ネオニコチノイド系農薬に対する使用規制を行うよう求めることについて全委員から賛成の意見が聞かれ、採決した結果、これを採択すべきものと決定しましたことを報告いたします。

- 議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、委員長報告を終わりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

本件は、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、これより本件を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時15分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

ただいま休憩中に議長の手元に議員提出議案1件が提出されました。内容は、先ほどの請願第1号の採択により意見書の提出を求めるもので、発議第1号を提出いたしたいというものであります。この際、これを日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加して議題とすることに決定いたしました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、発議第1号 生態系への影響が指摘されているネオニコチノイド系農薬の規制を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ご配付いたしました発議第1号を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（大澤金作議員） 提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。先ほど來說明いたしましたとおり、多くの議員からこの案を支持され、提出させていただきました。これからもこの皆野町が自然豊かな町であるとの願望から、ぜひともこの案を採決いただきますようお願いいたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。



◎総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第7、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました総務教育厚生常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査については、総務教育厚生常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第8、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました産業建設常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査については、産業建設常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第9、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員長の申出書のとおり、閉会中の継

続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

○議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 大 澤 金 作

署 名 議 員 新 井 達 男

署 名 議 員 大 澤 径 子